

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成25年8月 第2回訂正分)

株式会社N・フィールド

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年8月20日に近畿財務局長に提出し、平成25年8月21日にその届出の効力が生じております。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成25年7月25日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年8月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集355,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し116,500株（引受人の買取引受による売出し55,000株・オーバーアロットメントによる売出し61,500株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成25年8月20日に決定したため、これらに関連する事項その他を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成25年8月20日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と元引受契約を締結した引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格1,500円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「228,620,000」を「244,950,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「228,620,000」を「244,950,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。
- 5 本募集、並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 6 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5の全文削除及び6、7の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,500」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,380」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「690」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(1,300円~1,500円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1,500円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,380円と決定いたしました。
- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,500円)と会社法上の払込金額(1,105円)及び平成25年8月20日に決定された引受価額(1,380円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は690円(増加する資本準備金の額の総額244,950,000円)と決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,380円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成25年8月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,380円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1 上記引受人と平成25年8月20日に元引受契約を締結いたしました。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「457,240,000」を「489,900,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「448,240,000」を「480,900,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額480,900千円については、「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限84,870千円と合わせて、新規開設を行う事業所及び営業所の開設資金に83,000千円(平成25年9月から平成25年12月に3,000千円、残額は平成25年9月から平成26年12月に充当)、システム構築費用として50,000千円(平成25年12月期)、社債償還のための借入金の返済165,000千円(平成25年12月期)、残額は財務体質向上のための借入金の返済(平成25年12月期)に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年8月20日に決定された引受価額(1,380円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,500円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「77,000,000」を「82,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「77,000,000」を「82,500,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘察した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注)3、4の全文削除及び5、6、7の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1 (注)2」を「1,500」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,380」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,500」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3 引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき120円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成25年8月20日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「86,100,000」を「92,250,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「86,100,000」を「92,250,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(注)5の全文削除及び6の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,500」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,500」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成25年8月20日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である野口和輝(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年7月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式61,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1) 募集株式の数	当社普通株式61,500株
(2) 募集株式の払込金額	1株につき1,105円
(3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 42,435,000円(1株につき金690円)</u> <u>増加する資本準備金の額 42,435,000円(1株につき金690円)</u>
(4) 払込期日	平成25年9月27日(金)

(注) 割当価格は、平成25年8月20日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(1,380円)と同一であります。

(以下省略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成25年8月 第1回訂正分)

株式会社N・フィールド

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成25年8月12日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成25年7月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集355,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成25年8月12日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し116,500株（引受人の買取引受による売出し55,000株・オーバーアロットメントによる売出し61,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、更に「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」の記載内容の一部を訂正するため、また、第2四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツによる四半期レビュー報告書を受領したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。
(ただし、「第二部企業情報 第5経理の状況 1財務諸表等」については____ 罫を省略し、明朝体で表記しております。)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 上記とは別に、平成25年7月25日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式61,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2の全文削除及び3、4の番号変更

2 【募集の方法】

平成25年8月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年8月12日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,105円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「377,187,500」を「392,275,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「377,187,500」を「392,275,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「204,125,000」を「228,620,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「204,125,000」を「228,620,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

- 5 仮条件(1,300円~1,500円)の平均価格(1,400円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は497,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,105」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,300円以上1,500円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年8月20日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①訪問看護に特化したビジネスモデルであり、競合がないこと

②社会的ニーズのある事業であり、潜在的な需要も含め市場規模の拡大が見込まれること

③訪問看護を行う看護師の確保が、引き続き経営課題であること

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,300円から1,500円の範囲が妥当であると判断いたしました。

- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,105円)及び平成25年8月20日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額(1,105円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

< 欄内記載の訂正 >

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村證券株式会社293,500、いちよし証券株式会社41,000、マネックス証券株式会社8,200、エース証券株式会社4,100、岩井コスモ証券株式会社4,100、東洋証券株式会社4,100」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成25年8月20日)に元引受契約を締結する予定であります。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額(円)」の欄：「408,250,000」を「457,240,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「399,250,000」を「448,240,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,300円~1,500円)の平均価格(1,400円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額448,240千円については、「1 新規発行株式」の(注) 3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限79,212千円と合わせて、新規開設を行う事業所及び営業所の開設資金に83,000千円(平成25年9月から平成25年12月に3,000千円、残額は平成25年9月から平成26年12月に充当)、システム構築費用として50,000千円(平成25年12月期)、社債償還のための借入金の返済165,000千円(平成25年12月期)、残額は財務体質向上のための借入金の返済(平成25年12月期)に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「68,750,000」を「77,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「68,750,000」を「77,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3 売出価額の総額は、仮条件(1,300円～1,500円)の平均価格(1,400円)で算出した見込額であります。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「76,875,000」を「86,100,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「76,875,000」を「86,100,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5 売出価額の総額は、仮条件(1,300円～1,500円)の平均価格(1,400円)で算出した見込額であります。

6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である野口和輝(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年7月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式61,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式61,500株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,105円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成25年9月27日(金)

(注) 割当価格は、平成25年8月20日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1の全文及び2の番号削除

(以下省略)

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である野口和輝並びに当社株主であるジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合及び野口美香は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成25年11月26日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後、180日目の平成26年2月24日までの期間は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年7月25日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(省略)

第11期第2四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、昨年末に景気は底入れ、回復傾向が明確化し、緩やかに持ち直してきております。緊急経済対策に伴う公共投資の押し上げ、米国経済の堅調な進展や、円安を背景とする輸出環境の改善、企業の業績回復に伴う設備投資の下げ止まりなどにより、内外需ともに景気を押し上げ、比較的高い成長率が続く見込みとされております。

看護業界では、厚生労働省より公表されている『医療分野の「雇用の質」向上プロジェクトチーム報告』による勤務環境改善に向けた方針、施策に基づき、各事業者はその実現のための取り組みを行ってまいりました。とはいえ、看護師等有資格者の確保が難しい状況は続いており、人材の確保が課題となっております。

このような状況の中、当社におきましては、1月に「訪問看護ステーション デューン東京 葛飾営業所」を事業所として業務形態を変更し、同じく2月には「訪問看護ステーション デューン東京 町田営業所」、4月には「訪問看護ステーション デューン南大阪 河内長野営業所」を事業所として業務形態を変更いたしました。また、3月に「訪問看護ステーション デューン 東大阪営業所」を開設し、同じく6月には「訪問看護ステーション デューン名古屋 熱田営業所」を開設いたしました。また、管理職研修を行い、管理職のマネジメント力の強化に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は807,456千円、営業利益は57,736千円、経常利益は50,323千円、四半期純利益は38,963千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(省略)

第11期第2四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。))は、前事業年度末に比べ2,519千円減少し、154,478千円となりました。

なお、当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動の結果、獲得した資金は29,200千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益46,861千円、減価償却費20,130千円、未払金の増加10,962千円が生じましたが、一方で売上債権の増加51,544千円が生じたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動の結果、獲得した資金は25,234千円となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入40,000千円が生じましたが、一方で無形固定資産の取得による支出8,422千円が生じたことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動の結果、使用した資金は56,954千円となりました。これは主に、短期借入金の純増135,000千円があったものの、転換社債型新株予約権付社債の償還による支出165,000千円が生じたことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(3) 販売実績

第10期事業年度及び第11期第2四半期累計期間における販売実績を部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第10期 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第11期第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
居宅事業部門	1,128,827	125.5	<u>807,456</u>
合計	1,128,827	125.5	<u>807,456</u>

- (注) 1 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の実績を記載しております。
 2 第9期事業年度においては、平成22年12月に廃止しました不動産事業部門の販売高255,378千円を居宅事業部門に計上しております。第9期事業年度における居宅事業部門に対する前年同期比は175.3%であります。
 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第9期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		第10期 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第11期第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	284,948	31.7	335,552	29.7	<u>199,578</u>	<u>24.7</u>
大阪府国民健康保険団体連合会	221,002	24.6	203,733	18.0	<u>102,474</u>	<u>12.7</u>
社会保険診療報酬支払基金 東京支部	—	—	—	—	<u>86,301</u>	<u>10.7</u>
ファースト住建(株)	135,850	15.1	—	—	—	—

- 4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 5 第9期事業年度及び第10期事業年度における社会保険診療報酬支払基金東京支部に対する販売実績は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 財政状態の分析

(省略)

第11期第2四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

(流動資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産の残高は506,561千円(前事業年度末残高492,358千円)となり、前事業年度末に比べ14,203千円増加いたしました。その主な要因は、売掛金が51,544千円増加したものの現金及び預金が41,919千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当第2四半期会計期間末における固定資産の残高は355,736千円(前事業年度末残高360,989千円)となり、前事業年度末に比べ5,253千円減少いたしました。その主な要因は、無形固定資産が7,146千円、投資その他の資産が3,552千円増加したものの有形固定資産が減価償却等により15,952千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債の残高は713,214千円(前事業年度末残高560,037千円)となり、前事業年度末に比べ153,176千円増加いたしました。その主な要因は、短期借入金が135,000千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当第2四半期会計期間末における固定負債の残高は81,531千円(前事業年度末残高264,721千円)となり、前事業年度末に比べ183,190千円減少いたしました。その主な要因は、転換社債型新株予約権付社債が165,000千円、長期借入金が13,356千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は67,553千円(前事業年度末残高28,589千円)となり、前事業年度末に比べ38,963千円増加いたしました。その要因は、当第2四半期累計期間に四半期純利益を38,963千円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

(省略)

第11期第2四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

(売上高)

当第2四半期累計期間においては、1月に「訪問看護ステーション デューン東京 葛飾営業所」を事業所として業務形態を変更し、同じく2月には「訪問看護ステーション デューン東京 町田営業所」、4月には「訪問看護ステーション デューン南大阪 河内長野営業所」を事業所として業務形態を変更いたしました。また、3月に「訪問看護ステーション デューン 東大阪営業所」を開設し、同じく6月には「訪問看護ステーション デューン名古屋 熱田営業所」を開設いたしました。これにより、当第2四半期累計期間の全国における訪問看護の拠点として、28事業所、7営業所の計35拠点での運営に至っております。

この結果、当第2四半期累計期間における売上高は807,456千円となりました。

(営業利益)

当第2四半期累計期間における売上原価は513,675千円となりました。これは、主に給料手当、法定福利費及び各事業所、各営業所の地代家賃等によるものであります。

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は236,044千円となりました。これは、主に人件費及び人材紹介会社に対する人材紹介手数料等の支払手数料等によるものであります。

この結果、営業利益は57,736千円となりました。

(経常利益)

当第2四半期累計期間において、金融機関等への支払利息他営業外費用として7,639千円を計上いたしました。

この結果、経常利益は50,323千円となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間において、訪問看護ステーション デューン南大阪の事務所移転等に伴う固定資産除却損による特別損失3,461千円を計上いたしました。また、法人税等7,897千円を計上しました。

この結果、四半期純利益は38,963千円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(省略)

第11期第2四半期累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)

当第2四半期累計期間に実施いたしました設備投資等の総額は10,333千円であり、主なものは次の通りであります。

(1) 車両運搬具のリース

軽自動車3台 計3,324千円の設備投資を行いました。

(2) ソフトウェアの購入

看護記録ソフト及び人事関係ソフト 計5,100千円の設備投資を行いました。

第5 【経理の状況】

2. 監査証明について

(省略)

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(省略)

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	182,678
売掛金	300,426
貯蔵品	597
その他	23,018
貸倒引当金	△159
流動資産合計	506,561
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	88,039
その他(純額)	163,398
有形固定資産合計	251,437
無形固定資産	36,496
投資その他の資産	67,801
固定資産合計	355,736
資産合計	862,298
負債の部	
流動負債	
短期借入金	545,000
未払金	88,614
未払法人税等	10,996
賞与引当金	5,387
その他	63,216
流動負債合計	713,214
固定負債	
長期借入金	41,524
退職給付引当金	1,219
その他	38,787
固定負債合計	81,531
負債合計	794,745
純資産の部	
株主資本	
資本金	232,500
資本剰余金	202,500
利益剰余金	△367,446
株主資本合計	67,553
純資産合計	67,553
負債純資産合計	862,298

② 【損益計算書】

(省略)

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	807,456
売上原価	513,675
売上総利益	293,780
販売費及び一般管理費	※1 236,044
営業利益	57,736
営業外収益	
受取利息	93
受取配当金	2
受取手数料	131
営業外収益合計	226
営業外費用	
支払利息	6,927
その他	712
営業外費用合計	7,639
経常利益	50,323
特別損失	
固定資産除却損	3,461
特別損失合計	3,461
税引前四半期純利益	46,861
法人税、住民税及び事業税	7,897
法人税等合計	7,897
四半期純利益	38,963

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(省略)

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	46,861
減価償却費	20,130
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	27
受取利息及び受取配当金	△95
支払利息	6,927
固定資産除却損	3,461
売上債権の増減額 (△は増加)	△51,544
たな卸資産の増減額 (△は増加)	42
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,387
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	569
未払金の増減額 (△は減少)	10,962
預り金の増減額 (△は減少)	△573
その他	813
小計	42,970
利息及び配当金の受取額	95
利息の支払額	△7,162
法人税等の支払額	△6,710
法人税等の還付額	8
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△600
定期預金の払戻による収入	40,000
有形固定資産の取得による支出	△334
無形固定資産の取得による支出	△8,422
従業員に対する貸付けによる支出	△3,400
従業員に対する貸付金の回収による収入	771
差入保証金の差入による支出	△3,105
差入保証金の回収による収入	90
その他	234
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,234
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	135,000
長期借入れによる収入	45,000
長期借入金の返済による支出	△59,662
リース債務の返済による支出	△12,292
転換社債の償還による支出	△165,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,954
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,519
現金及び現金同等物の期首残高	156,997
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 154,478

【追加情報】

当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
<p>(財務制限条項)</p> <p>借入金のうち、短期借入金300,000千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。</p> <p>①平成24年12月期以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比100%以上に維持すること。</p> <p>②平成24年12月期以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。</p> <p>なお、前事業年度末において上記財務制限条項のうち、②に抵触しておりますが、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。</p>

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
役員報酬	90,260千円
賞与引当金繰入額	1,180千円
支払手数料	29,157千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	182,678千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△28,200千円
現金及び現金同等物	154,478千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	46円52銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	38,963
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	38,963
普通株式の期中平均株式数(株)	837,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 2 当社は、平成25年6月17日付で普通株式1株につき普通株式500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

新株式の発行及び株式売出し

当社株式は、平成25年7月25日に株式会社東京証券取引所の承認を得て、平成25年8月29日に東京証券取引所マザーズに上場を予定しております。当社はこの上場にあたって、平成25年7月25日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行及び株式売出しを決議いたしました。

(1) 公募による新株式の発行(ブックビルディング方式による募集)

① 募集株式の種類及び数

普通株式 355,000株

② 募集方法

発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社他5社に全株式を買取受けさせます。

③ 申込期間

平成25年8月21日～平成25年8月26日

④ 払込期日

平成25年8月28日

⑤ 株式受渡期日

平成25年8月29日

⑥ 調達資金の使途

新規開設を行う事業所及び営業所の開設資金、システム構築費用及び借入金の返済に充当する予定であります。

なお、発行価額の総額は、平成25年8月12日に開催予定の取締役会において、また、発行価格は、同取締役会において仮条件を決定しブックビルディング方式により平成25年8月20日に決定する予定であります。増加する資本金の額については、平成25年8月20日に決定する予定であります。

(2) 引受人の当社株主からの買取引受による株式売出し

① 売出株式の種類及び数

普通株式 55,000株

② 売出人

野口和輝

③ 引受人

野村証券株式会社

④ 申込期間

(1)の申込期間と同一

⑤ 株式受渡期日

平成25年8月29日

なお、本株式売出しの売出価格については、(1)の発行価格と同一となります。

(3) オーバーアロットメントによる株式売出し

オーバーアロットメントによる株式売出しは、公募等に係る投資家の需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う株式売出しであります。したがって、以下の売出株式の数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

① 売出株式の種類及び数

普通株式 61,500株

② 申込期間

(1)の申込期間と同一

③ 株式受渡期日

平成25年8月29日

なお、本株式売出しの売出価格については、(1)の発行価格と同一となります。

(4) 第三者割当増資による新株式の発行

当社株主より当社普通株式を借入れた野村証券株式会社が売出人となる、(3)のオーバーアロットメントによる株式売出しに伴い、第三者割当増資による新株式の発行決議を行っております。

① 発行株式の種類及び数

普通株式 61,500株

② 申込期日

平成25年9月26日

③ 払込期日

平成25年9月27日

④ 割当先

野村証券株式会社

⑤ 調達資金の使途

(1)の調達資金の使途と同じ

なお、割当価格については、(1)の発行価格と同時に平成25年8月20日に決定する予定であり、発行価額の総額及び増加する資本金の額については、平成25年9月27日に確定いたします。

また、申込期日までに申込みのないものについては、株式の発行を打ち切ることとなります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月5日

株式会社N・フィールド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田勝基	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻内章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川雅晴	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社N・フィールドの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社N・フィールドの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月25日開催の取締役会において新株式の発行及び株式売出しを決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成25年7月

株式会社N・フィールド



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式377,187千円(見込額)の募集及び株式68,750千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)並びに株式76,875千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成25年7月25日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 N・フィールド

大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

当社は、介護保険制度及び医療保険制度に基づき、高齢者や精神疾患（注1）を持つ方が住み慣れた地域や家庭で「安全・安心・快適」な生活を送ることができるよう住環境のサポートや在宅療養の支援を行う「居宅サービス」を事業として取り組んでおります。「居宅サービス」では、精神疾患を持つ方に対する、①訪問看護（注2）を主とし、②訪問介護及び③賃貸事業（医療連携）の居宅事業を運営しております。なお、当社は単一セグメントであるため、上記事業種別の記載を行っております。

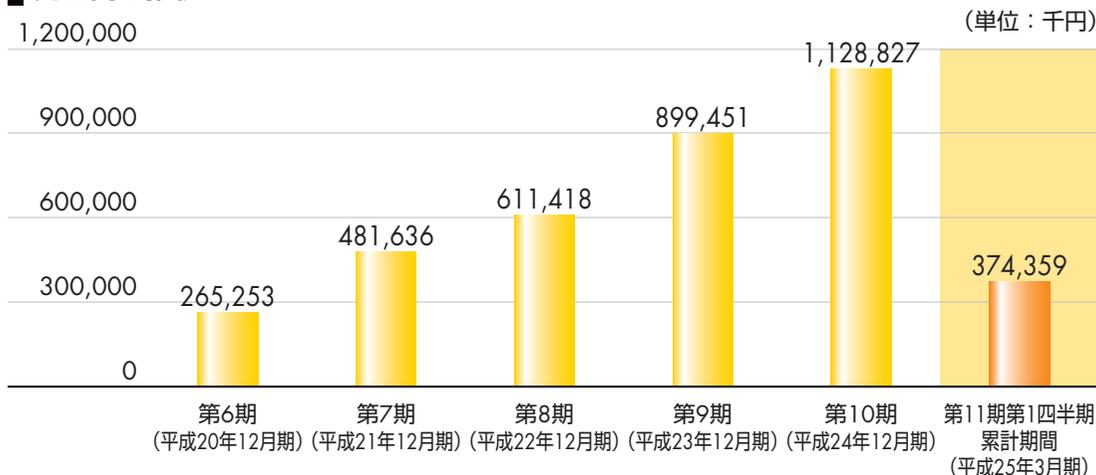
（注1）精神疾患 …… 外因性か内因性のストレス等による脳（脳細胞か心）の機能的・器質的な障害をいう。精神の変調が髄膜炎等の身体疾患によって引き起こされる場合もある。

（注2）訪問看護 …… 国家資格免許を持った看護師若しくは都道府県知事資格免許を持った准看護師及び保健師等が、保健師助産師看護師法に基づき医師（主治医）の指示により疾病又は負傷を持った人の自宅を訪問し、在宅で療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。医療行為を行う点で、訪問介護とは異なる。

訪問看護と訪問介護の違い

	訪問看護	訪問介護
対象となる患者	肉体的・精神的疾患を抱える在宅療養者	高齢者、障がい者
根拠となる法令	健康保険法、介護保険法、障害者自立支援法	介護保険法、障害者自立支援法
従事する有資格者	正看護師、准看護師、保健師	ホームヘルパー等
ケアの内容	「医療行為」を基本に利用者の健康・生活状態全般	身体介護、生活援助
利用料	医療保険適用：訪問看護に要する費用（基本療養費、管理療養費、各加算等）の1～3割 介護保険適用：訪問看護に要する費用（各加算等）の1割 自立支援医療制度受給者の方について負担軽減 生活保護受給に関して負担なし	介護保険適用：訪問介護に要する費用（各加算等）1割 生活保護受給に関して負担なし

売上高の推移



2 事業の内容

① 「訪問看護ステーション」の展開

当社の訪問看護においては、精神疾患を持つ方に対して、退院後若しくは在宅療養中の利用者の精神症状を観察・評価しつつ、通院や服薬確認・指導を行って治療を継続し、時には医師や医療機関の精神保健福祉士、行政機関の保健師等と連携し、病状が安定するような医療的な関わりを持っております。それとともに、食事や掃除、洗濯、金銭管理、買い物などといった日常生活の状況を観察・評価し、病状によりそれらが困難となった生活能力を補うような援助を行い、日常生活における家族間をはじめとした人間関係の調整を図るなどのサポートを行うことで、利用者が普通の日常生活を営めるよう、訪問看護ステーション（当社ブランド名「訪問看護ステーション デューン」）の事業所及び営業所を設け、平成25年6月30日現在、28事業所及び7営業所の運営を行っております。

訪問看護ステーション デューン

当社の平均的な「訪問看護ステーション」における人員等の配置状況

床面積：60㎡弱
看護師：3名
事務職員：1名
車：3台



所在地：大阪市城東区

② 訪問介護

大阪市城東区の「訪問看護ステーション デューン」には、訪問介護事業所を併設しております（当社ブランド名「ヘルパーステーション デューン」）。介護保険法に基づく訪問介護サービスを訪問看護と連携して提供し、精神疾患を持つ方等への生活援助等の対応を行っております。

③ 賃貸事業（医療連携）

当社の賃貸事業は、精神疾患を持つ方が地域で安全に、安心して暮らすことができることを目的として、自立するための住居の紹介を行うとともに、当社の訪問看護と連携し、地域で快適に生活できるよう支援するサービスを行っております。一般の賃貸会社が行っている賃貸仲介業とは違い、当社が入居者に対する住居検索を行い、貸主となって物件オーナーと賃貸借契約を結び、貸主である当社が入居後の相談窓口となって病院やクリニック等の医療機関と連携し、安心して住める物件を提供しております。

医療連携推進部営業所一覧

営業所名	開設年月
医療連携推進部 大阪	平成23年1月
医療連携推進部 福岡	平成24年6月
医療連携推進部 東京	平成24年12月

3 当社の「訪問看護ステーション」の特徴

当社が、事業展開を行っている「訪問看護ステーション」の特徴は主に以下の3点です。

① 精神疾患を持つ方に対する訪問看護を行う専門力

精神疾患を持つ方を対象として訪問看護を行っております。当社は、訪問看護は国家資格若しくは都道府県知事資格免許を持った看護師・准看護師が訪問看護を行っております。利用いただく方に対して、専門知識と現場経験による高い専門性に基づいたサポート及びサービスを提供しております。

※精神疾患を持つ方に対する訪問看護の現状について

我が国は、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会に伴う医療福祉などの社会保障費の増大、長引く不景気による税収の減少などが要因となり、大幅な財政状況の悪化に陥っております。その状況を改善するため、社会保障費の抑制を図っていく必要があるものと考えられます。医療費の中の一般診療医療費については、入院費と入院外費（外来通院費）があり、特に入院費は、平成12年度の11.3兆円が9年経った平成21年度では13.2兆円となっております。入院外費においては平成12年度の12.4兆円が、平成21年度で13.4兆円となっており、入院外費の増加率に比べ、入院費の増加率が高くなっております。入院費を削減するためには、在宅医療を整備する必要があり、訪問看護の整備が急務とされております。（総務省統計局 国民医療費 より数値を参照）

在宅治療を行っている精神疾患を持つ方の中には、自身が病気であるという「病識」が乏しいため、服薬が中断し、通院治療（注3）までもが中断に至ってしまうケースが少なくありません。そのため、病状が再発ないし悪化し、迷惑行為（注4）や逸脱行為（注5）が出現し、日常生活が困難となり、その結果、再入院に至ってしまうケースが多くあり、在宅治療が中断しやすい傾向にあります。そのため、入院期間の短縮化や退院後の在宅治療における医療的な側面からサポートを行う訪問看護が必要不可欠となっております。

（注3）通院治療 …… 入院等することなく自宅から医療機関に赴き治療を行うこと。

（注4）迷惑行為 …… 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等で、地域の住民生活の平穏を阻害させる行為。

（注5）逸脱行為 …… 社会や集団における社会的規範や価値観から逸脱した行為。

② 広範囲に展開していることによる対応力

北海道・東北地方から、関東・中部・近畿・中国・九州地方において精神科に特化した訪問看護の事業会社として、事業所及び営業所を広範囲に展開しており、それら各地において培った知識やネットワークを組織として共有することで、利用者の様々な要望や悩みに臨機応変に対応しております。

また、培ったノウハウを社内の人材育成に活かし、さらにきめ細かく対応できるように取り組んでおります。

社内人材育成制度の概要といたしまして、訪問看護業務が初めての看護師や精神科が初めての看護師に対する訪問看護の経験が長い社員によるOJT（職場内実地研修）の実施及び管理職へのマネジメント研修を行うなど、当社事業への理解を含め、更に個人個人のスキルアップを図る施策を積極的に行っております。安定した訪問看護師の確保及びクオリティの高いサービス提供を行う事により、今後更に利用者に安心・信頼が得られる訪問看護が提供できる環境を培ってまいります。

形態		平成25年6月末
常勤	正看護師	105
	准看護師	43
	常勤計	148
非常勤	正看護師	28
	准看護師	11
	非常勤計	39
業務委託	准看護師	1
合計		188

③ 地域に根ざした連携力

在宅医療において、訪問看護を利用いただく方を地域で支えていくためには、地域の住民をはじめとした支援施設・団体を知り、それぞれの専門性を活かし連携を密に行うことが必要であります。病院等特定の系列に属さない独立型の当社は、より広域かつ柔軟な連携ができ、地域の方の支援を最大限に活用したサービスを提供しております。

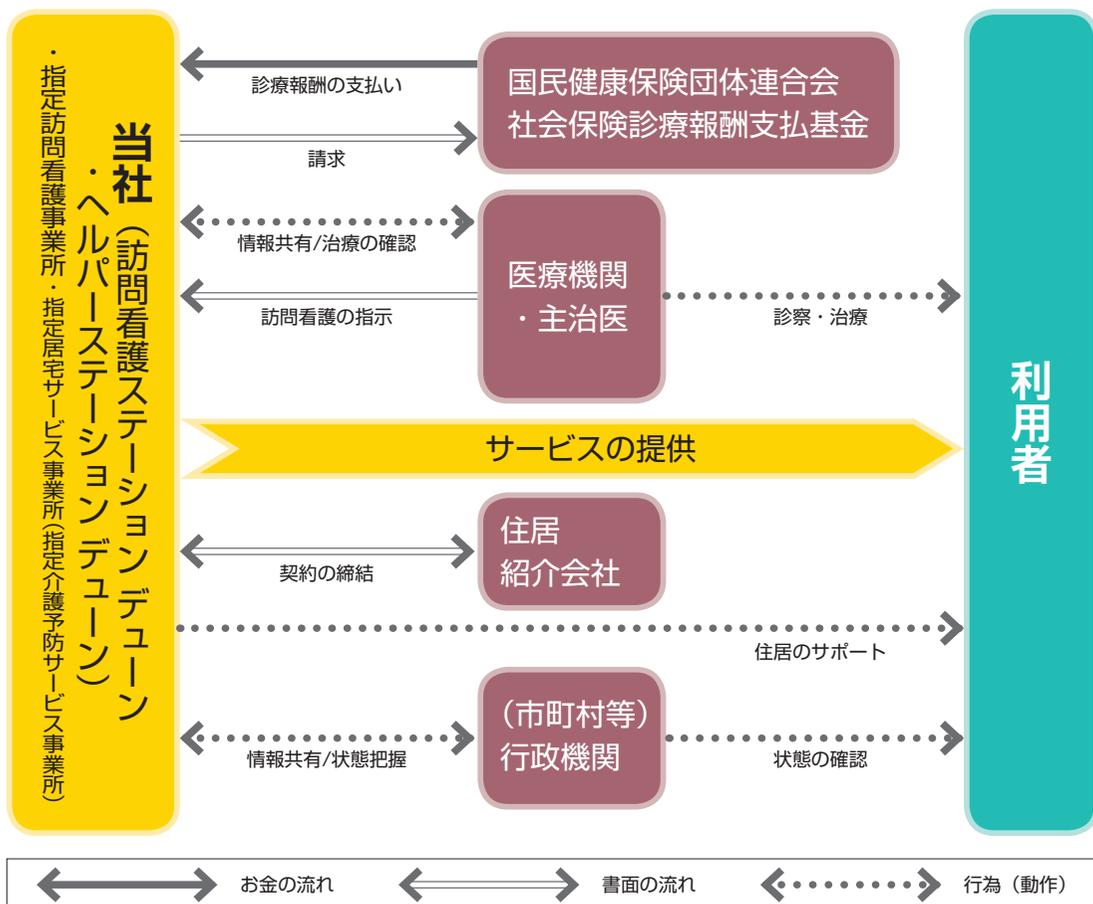


事業所内カンファレンスの様子



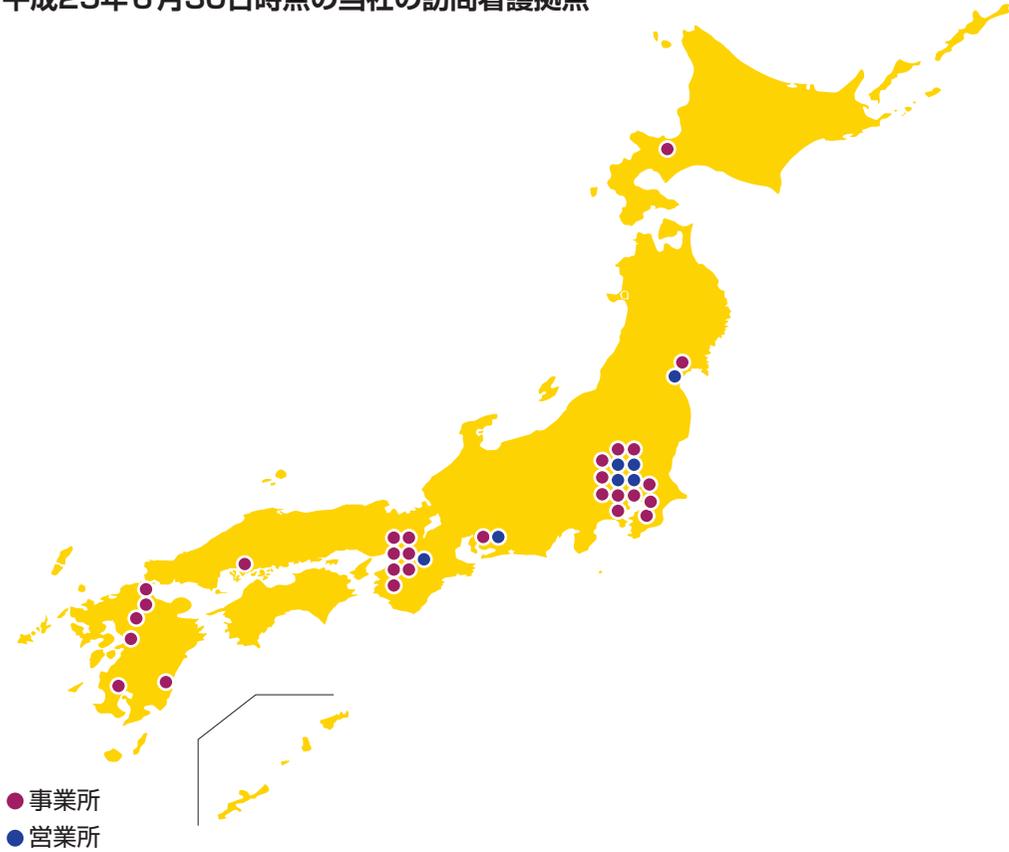
看護師と利用者との初回面談の様子

■ 事業系統図は次のとおりであります。



4 事業拠点

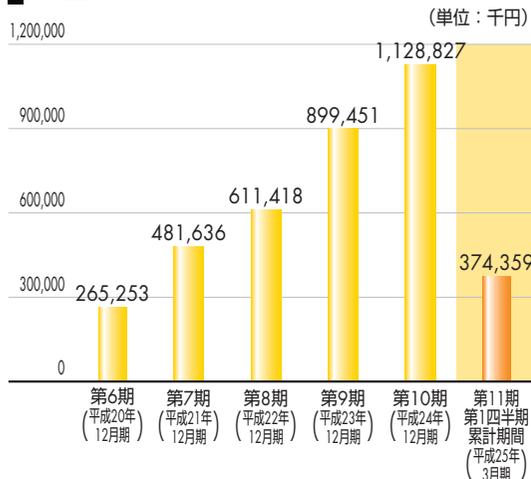
■平成25年6月30日時点の当社の訪問看護拠点



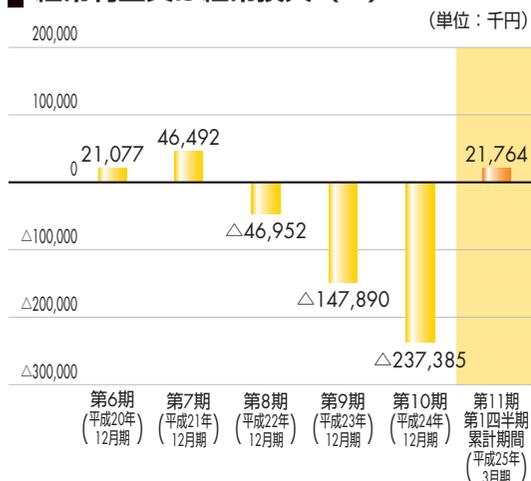
事業所名
訪問看護ステーション デューン札幌
訪問看護ステーション デューン仙台 (宮城野営業所)
訪問看護ステーション デューン東京 (新宿営業所) (練馬営業所)
訪問看護ステーション デューン町田
訪問看護ステーション デューン大森 (世田谷営業所)
訪問看護ステーション デューン八王子
訪問看護ステーション デューン葛飾 (足立営業所)
訪問看護ステーション デューン船橋
訪問看護ステーション デューン千葉
訪問看護ステーション デューン横浜
訪問看護ステーション デューン越谷
訪問看護ステーション デューン大宮
訪問看護ステーション デューン川越

事業所名
訪問看護ステーション デューン名古屋 (熱田営業所)
訪問看護ステーション デューン北大阪
訪問看護ステーション デューン (東大阪営業所)
訪問看護ステーション デューン西大阪
訪問看護ステーション デューン南大阪
訪問看護ステーション デューン河内長野
訪問看護ステーション デューン泉佐野
訪問看護ステーション デューン京阪
訪問看護ステーション デューン広島
訪問看護ステーション デューン北九州
訪問看護ステーション デューン福岡
訪問看護ステーション デューン久留米
訪問看護ステーション デューン熊本
訪問看護ステーション デューン宮崎
訪問看護ステーション デューン鹿児島

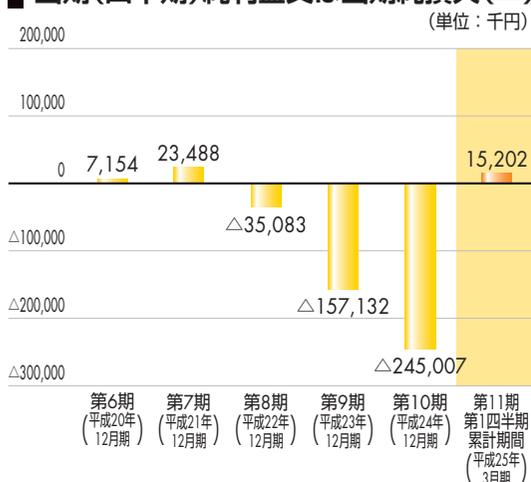
売上高



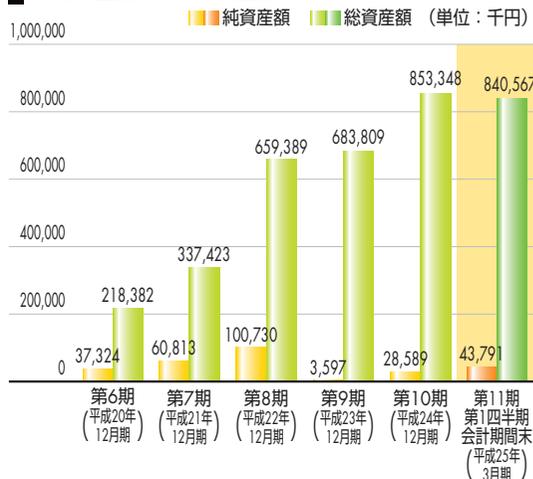
経常利益又は経常損失 (△)



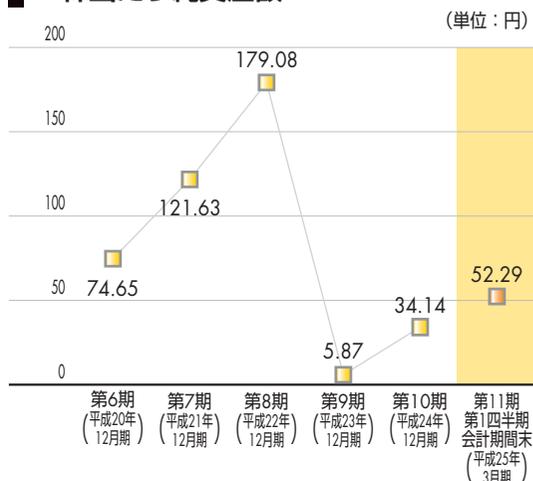
当期(四半期)純利益又は当期純損失 (△)



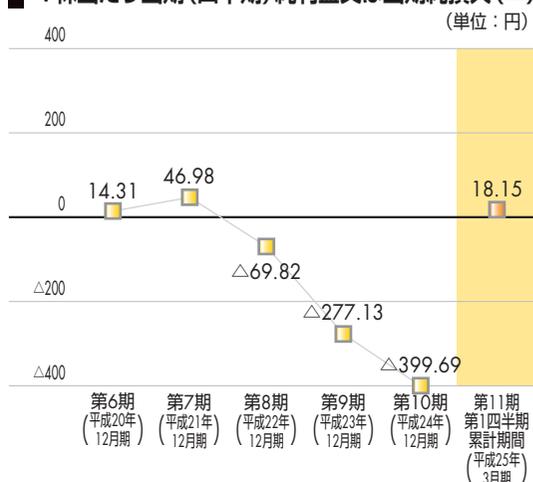
純資産額／総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期(四半期)純利益又は当期純損失 (△)



(注) 当社は、平成25年6月17日付で1株につき500株の株式分割を行っております。上記では第6期の期首に当該分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	22
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【業績等の概要】	23
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【対処すべき課題】	26
4 【事業等のリスク】	27
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	30
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	31
第3 【設備の状況】	35
1 【設備投資等の概要】	35
2 【主要な設備の状況】	36
3 【設備の新設、除却等の計画】	40

第4	【提出会社の状況】	41
1	【株式等の状況】	41
2	【自己株式の取得等の状況】	53
3	【配当政策】	53
4	【株価の推移】	53
5	【役員の状況】	54
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
第5	【経理の状況】	61
1	【財務諸表等】	62
第6	【提出会社の株式事務の概要】	108
第7	【提出会社の参考情報】	109
1	【提出会社の親会社等の情報】	109
2	【その他の参考情報】	109
第四部	【株式公開情報】	110
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	110
第2	【第三者割当等の概況】	111
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	111
2	【取得者の概況】	113
3	【取得者の株式等の移動状況】	114
第3	【株主の状況】	115

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年7月25日
【会社名】	株式会社N・フィールド
【英訳名】	N・FIELD Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野口 和輝
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館
【電話番号】	06-6343-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務管理本部長 高木 三愛
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館
【電話番号】	06-6343-0600(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務管理本部長 高木 三愛
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 377,187,500円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 68,750,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 76,875,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	355,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成25年7月25日開催の取締役会決議によっております。
- 2 発行数については、平成25年8月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 上記とは別に、平成25年7月25日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式61,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成25年8月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成25年8月12日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	355,000	377,187,500	204,125,000
計(総発行株式)	355,000	377,187,500	204,125,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成25年7月25日開催の取締役会決議に基づき、平成25年8月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,250円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は443,750,000円となります。
- 6 本募集、並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成25年8月21日(水) 至 平成25年8月26日(月)	未定 (注) 4	平成25年8月28日(水)

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
- 発行価格は、平成25年8月12日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、平成25年8月20日に引受価額と同時に決定する予定であります。
- 仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
- 需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成25年8月12日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成25年8月20日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成25年7月25日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成25年8月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成25年8月29日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。))の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 申込み在先立ち、平成25年8月13日から平成25年8月19日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 北浜支店	大阪市中央区北浜二丁目2番22号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は新株式払込 金として、平成25年 8月28日までに払込 取扱場所へ引受価額 と同額を払込むこと といたします。 3 引受手数料は支払わ れません。ただし、 発行価格と引受価額 との差額の総額は引 受人の手取金となり ます。
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
エース証券株式会社	大阪市中央区本町二丁目6番11号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
計	—	355,000	—

(注) 1 平成25年8月12日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(平成25年8月20日)に元引受契約を締結する予定であります。

3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
408,250,000	9,000,000	399,250,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,250円)を基礎として算出した見込額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額399,250千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限70,725千円と合わせて、新規開設を行う事業所及び営業所の開設資金に83,000千円(平成25年9月から平成25年12月に3,000千円、残額は平成25年9月から平成26年12月に充当)、システム構築費用として50,000千円(平成25年12月期)、社債償還のための借入金の返済165,000千円(平成25年12月期)、残額は財務体質向上のための借入金の返済(平成25年12月期)に充当する予定であります。

- (注) 設備資金の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の頁をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成25年8月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	55,000	68,750,000	大阪府枚方市 野口 和輝 55,000株
計(総売出株式)	—	55,000	68,750,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 3 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,250円)で算出した見込額であります。
- 4 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成25年 8月21日(水) 至 平成25年 8月26日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号 野村證券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成25年8月20日)に決定する予定です。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定です。

5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定です。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち 入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち 入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	61,500	76,875,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 61,500株
計(総売出株式)	—	61,500	76,875,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少もしくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成25年7月25日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式61,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,250円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成25年 8月21日(水) 至 平成25年 8月26日(月)	100	未定 (注) 1	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成25年8月20日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 野村証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である野口 和輝(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成25年7月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式61,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式61,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成25年9月27日(金)

(注) 1 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成25年8月12日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2 割当価格は、平成25年8月20日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成25年8月29日から平成25年9月19日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である野口和輝並びに当社株主であるジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合及び野口美香は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成25年11月26日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後、180日目の平成26年2月24日までの期間は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成25年7月25日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (千円)	265,253	481,636	611,418	899,451	1,128,827
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	21,077	46,492	△46,952	△147,890	△237,385
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	7,154	23,488	△35,083	△157,132	△245,007
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	30,000	67,500	97,500	232,500
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,125	1,225	1,675
純資産額 (千円)	37,324	60,813	100,730	3,597	28,589
総資産額 (千円)	218,382	337,423	659,389	683,809	853,348
1株当たり純資産額 (円)	37,324.60	60,813.35	89,538.00	5.87	34.14
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額(△) (円)	7,154.55	23,488.75	△34,908.55	△277.13	△399.69
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.1	18.0	15.3	0.5	3.4
自己資本利益率 (%)	20.9	47.9	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	35,999	△288,742
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△129,259	△76,655
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	134,399	369,178
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	153,216	156,997
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	27 〔3〕	25 〔8〕	37 〔7〕	107 〔7〕	152 〔17〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
- 2 第8期以前の売上高には消費税等が含まれておりますが、第9期及び第10期の売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 第8期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しておりますが、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 6 第8期、第9期及び第10期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 7 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
- 8 第9期及び第10期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第6期、第7期及び第8期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
- 9 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 10 第8期、第9期及び第10期において、当期純損失を計上している要因は、次のとおりであります。
- 第8期 不動産事業部門において、売上高168,415千円に対し売上原価208,907千円計上したこと等によるものであります。
- 第9期 居宅事業部門において、インフラの構築を優先し、積極的な事業所の開設を行ったため発生した人件費等の先行コスト増加等によるものであり、また、不動産事業部門において、売上高255,378千円に対し売上原価266,900千円計上したこと等であります。
- 第10期 居宅事業部門において、インフラの構築を優先し、積極的な事業所及び営業所の開設を行ったため発生した人件費等の先行コスト増加等によるものであります。
- 11 第10期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成25年6月17日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。上記会計基準の適用により第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- 12 当社は、平成25年6月17日付で、普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下の通りとなります。なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
1株当たり純資産額 (円)	74.65	121.63	179.08	5.87	34.14
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	14.31	46.98	△69.82	△277.13	△399.69
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	概要
平成15年 2月	介護保険法に基づく居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービス及びそれらに付随する業務を事業目的とした、株式会社N・フィールド（資本金1,000万円）を大阪市中央区に設立。
平成15年 3月	本社（大阪市中央区）に「訪問看護ステーション デューン」を開設。
平成18年10月	本社及び「訪問看護ステーション デューン」を大阪市中央区から同市内城東区へ移転。
平成19年 7月	訪問介護における拠点として本社に「ヘルパーステーション デューン」を開設。（注）1 居宅支援における拠点として本社に「ケアプランセンター ゆくる」を開設。
平成20年 6月	自立支援を促す目的のために、住宅販売・賃貸部門を本社に不動産事業部として新設。
平成22年 8月	北海道・東北地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン札幌」を札幌市中央区に開設。
平成22年10月	九州地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン福岡」を福岡市博多区に開設。
平成22年12月	関東地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン東京」を東京都杉並区に開設。
平成22年12月	不動産事業の住宅販売部門から撤退。（注）2
平成23年 1月	精神疾患を持つ方の退院を促進し、社会で生活するための支援の目的で住居を提供する医療連携推進部を新設し、本社に設置。
平成23年 7月	中部地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン名古屋」を名古屋市中区に開設。
平成23年 8月	「訪問看護ステーション デューン札幌」を札幌市中央区から同市白石区に移転。
平成23年10月	中国地方における拠点として「訪問看護ステーション デューン広島」を広島市中区に開設。
平成23年12月	本社を大阪市城東区から同市内北区に移転。
平成24年 8月	「ケアプランセンター ゆくる」を閉鎖。

（注）1 「ヘルパーステーション デューン」は、「訪問看護ステーション デューン」内に併設しております。

2 平成22年12月に、不動産事業部門（住宅販売）を廃止し、賃貸部門については、平成23年1月に新設した医療連携推進部が引き継いでおります。

3 【事業の内容】

当社は、介護保険制度及び医療保険制度に基づき、高齢者や精神疾患（注1）を持つ方が住み慣れた地域や家庭で「安全・安心・快適」な生活を送ることができるよう住環境のサポートや在宅療養の支援を行う「居宅サービス」を事業として取り組んでおります。「居宅サービス」では、精神疾患を持つ方に対する、①訪問看護（注2）を主とし、②訪問介護及び③賃貸事業（医療連携）の居宅事業を運営しております。なお、当社は単一セグメントであるため、上記事業種別での記載を行っております。

（注1）精神疾患・・・外因性か内因性のストレス等による脳（脳細胞か「心」）の機能的・器質的な障害をいう。精神の変調が髄膜炎等の身体疾患によって引き起こされる場合もある。

（注2）訪問看護・・・国家資格免許を持った看護師若しくは都道府県知事資格免許を持った准看護師及び保健師等が、保健師助産師看護師法に基づき医師（主治医）の指示により疾病又は負傷を持った人の自宅を訪問し、在宅で療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。医療行為を行う点で、訪問介護とは異なる。

1 当社の事業内容

①訪問看護

訪問看護とは、精神疾患等の疾病を抱えながら生活している方で本人が希望し、主治医が訪問看護を必要と認め、主治医から指示書が処方された人に対して、国家資格若しくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師及び保健師等が在宅で療養上の世話または必要な診療の補助を行なう行為であり、いかにその人らしい生活、人生を送れるかということをサポートしていくものであります。当社は、サポートを行うことにより、訪問看護料を得ております。訪問看護料は、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より支払われる診療報酬及び利用者からの自己負担金で構成されております。

※訪問看護料（診療報酬及び自己負担金）が支払われる（売上金入金）までの流れは、下記のとおりとなります。

	項目	内容
①	医療機関、（市町村等）行政機関より訪問看護サービスの相談・依頼	医療機関、（市町村等）行政機関より訪問看護の依頼を受け、症状にあったサービスの検討を行う。
②	訪問看護指示書の交付	主治医発行の訪問看護指示書が当社事業所に交付される。
③	訪問看護サービスの提供	当社と利用者との契約締結後の流れ a 日常生活や対人関係の維持、生活技能の獲得・拡大の援助 b 家族関係の調整の援助 c 身体及び精神症状の悪化を防ぐための援助 d 医療機関・行政機関等との連携 e 社会資源（ヘルパー等の人的サービス、デイケア等の施設サービス）の活用の援助 f 対象者の自尊心、問題解決能力、自信、自己肯定を高めるサポート
④	医療機関等への情報提供	当社事業所より毎月末に、1ヶ月間の利用者の病状、生活状況などを記載した訪問看護計画書・訪問看護報告書を、医療機関・主治医に送付する。
⑤	（市町村等）行政機関への情報提供書の送付	当社事業所より毎月末に、1ヶ月間の利用者の病状、生活状況などを記載した情報提供書を（市町村等）行政機関に送付する。
⑥	診療報酬請求（レセプト）業務	毎月10日までに、前月分の診療報酬請求（レセプト）業務を行い、国民健康保険団体連合会もしくは社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の請求を行う。
⑦	診療報酬の支払い	診療報酬請求（レセプト）の審査が行われ、翌月下旬に国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金より前月分の診療報酬が支払われる。
⑧	自己負担金の支払い	毎月10日以降に利用者より前月分の自己負担金が支払われる。

②訪問介護

大阪市城東区の「訪問看護ステーション デューン」には、訪問介護事業所を併設しております（当社ブランド名「ヘルパーステーション デューン」）。介護保険法に基づく訪問介護サービスを訪問看護と連携して提供し、精神疾患を持つ方への生活援助等の対応を行っております。

③賃貸事業（医療連携）

当社の賃貸事業は、精神疾患を持つ方が地域で安全に、安心して暮らすことができることを目的として、自立するための住居の紹介を行うとともに、当社の訪問看護と連携し、地域で快適に生活できるよう支援するサービスを行っております。一般の賃貸会社が行っている賃貸仲介業とは違い、当社が入居者に対する住居検索を行い、貸主となって物件オーナーと賃貸借契約を結び、貸主である当社が入居後の相談窓口となって病院やクリニック等の医療機関と連携し、安心して住める物件を提供しております。

営業所として以下の拠点を設けております。

営業所名	開設年月
医療連携推進部 大阪	平成23年1月
医療連携推進部 福岡	平成24年6月
医療連携推進部 東京	平成24年12月

2 当社が展開する「訪問看護ステーション デューン」について

①訪問看護ステーションについて

当社の訪問看護においては、精神疾患を持つ方に対して、退院後若しくは在宅療養中の利用者の精神症状を観察・評価しつつ、通院や服薬確認・指導を行って治療を継続し、時には医師や医療機関の精神保健福祉士、行政機関の保健師等と連携し、病状が安定するような医療的な関わりを持っております。それとともに、食事や掃除、洗濯、金銭管理、買い物などといった日常生活の状況を観察・評価し、病状によりそれらが困難となった生活能力を補うような援助を行い、日常生活における家族間をはじめとした人間関係の調整を図るなどのサポートを行うことで、利用者が普通の日常生活を営めるよう、訪問看護ステーション（注3）（当社ブランド名「訪問看護ステーション デューン」）の事業所及び営業所（注4）を設け、平成25年6月30日現在、28事業所及び7営業所の運営を行っております。

（注3）訪問看護ステーション・・・訪問看護を行う事業所であり、事業を行うためには訪問看護を行う事業所毎に、介護保険法に基づく訪問看護の場合は都道府県知事の指定を、健康保険法（医療保険等）に基づく訪問看護の場合は地方厚生（支）局長の指定を受ける必要があります。精神疾患を持つ方に対する訪問看護は、精神科を標榜する医療機関及び「訪問看護ステーション」から提供されます。精神科を標榜する医療機関のうち、精神科病院においては、昭和57年に老人保健の施設として「老人訪問介護ステーション」という名称で創始されましたが、平成4年から医療保険の指定訪問看護の一環として精神疾患患者への指定訪問看護を実施するようになり、平成23年度の厚生労働省の調査では、7,763事業所の訪問看護ステーションの事業所数が確認されております。

（注4）営業所・・・・・・・・・・・・・・本体の訪問看護ステーションと同一都道府県にあり、利用者宅が散在していたり、交通が不便で多くの時間を費やし、効果的な訪問看護ができない地域において、本体の事業所の一体的運営のもとに営業所の設置が認められています。本体の事業所と営業所を含めて常勤換算で2.5人以上の員数が必要となります。一般的に「サテライト」と称します。

②当社の「訪問看護ステーション デューン」の特徴

a. 精神疾患を持つ方に対する訪問看護を行う専門力

精神疾患を持つ方を対象として訪問看護を行っております当社は、訪問看護は国家資格若しくは都道府県知事資格免許をもった看護師・准看護師が訪問看護を行っております。利用いただく方に対して、専門知識と現場経験による高い専門性に基づいたサポート及びサービスを提供しております。

b. 広範囲に展開していることによる対応力

北海道・東北地方から、関東・中部・近畿・中国・九州地方において精神科に特化した訪問看護の事業会社として、事業所及び営業所を広範囲に展開しており、それら各地において培った知識やネットワークを組織として共有することで、利用者の様々な要望や悩みに臨機応変に対応しております。

また、培ったノウハウを社内の人材育成に活かし、さらにきめ細かく対応できるように取り組んでおります。

c. 地域に根ざした連携力

在宅医療において、訪問看護を利用いただく方を地域で支えていくためには、地域の住民をはじめとした支援施設・団体を知り、それぞれの専門性を活かし連携を密に行うことが必要であります。病院等特定の系列に属さない独立型の当社は、より広域かつ柔軟な連携ができ、地域の方の支援を最大限に活用したサービスを提供しております。その他、当社の特徴といたしましては後述（下記 h.）のとおりとなっております。

d. 精神疾患を持つ方に対し、特定の看護師が、専属的に訪問看護を行うのではなく、複数の看護師がシフト制にて訪問看護を実施しております。利用者の病状の共有化を行う事により臨機応変に対応でき、また精神疾患を持つ方が、地域社会において今まで以上に自立した生活ができるようなアドバイスをすることで自立心育成の訓練にも繋がっております。

e. 当社は、訪問看護計画書、訪問看護報告書、情報提供書の提出を郵送で行うだけでなく、状態のよくない精神疾患を持つ方が通院している医療機関や居住地域の行政機関を直接訪問し、訪問看護報告書及び情報提供書の説明をすることで精神疾患を持つ方の状況を詳細に報告・共有し、各方面からの最適なサポート体制が構築できるよう努めております。

f. 医療保護入院（注5）、措置入院（注6）等で入院することになった人や、平成17年より施行された医療観察法（注7）対象者も、当社では医療観察法指定医療機関申請を行った上で訪問いたします。また、病状が重いために、どのように接したらいいのか対応が分からず受け入れを躊躇されるような精神疾患を持つ方でも、精神科に特化していることで様々な症状の対応実績や、対応できるノウハウがあるため、当社では依頼を受けることができます。

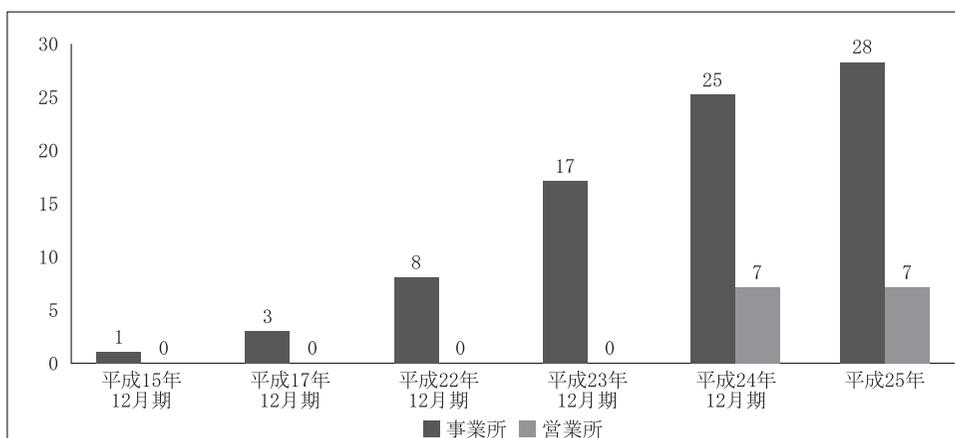
（注5）医療保護入院・・・指定医の診察した結果、精神障害者であると診断され、入院の必要があると認められた者で保護者の同意がある場合に、精神科病院の管理者が患者本人の同意がなくても精神科病院に入院させることができる制度。

（注6）措置入院・・・・・・2人以上の指定医が診察した結果、その者が精神障害者であり、かつ入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることに一致した場合に、都道府県知事が国もしくは都道府県立の精神科病院又は指定病院に入院させることができる制度。

（注7）医療観察法・・・・・・心身喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人等）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度。

- g. 事業所から遠方の地域に居住している当社を利用する精神疾患を持つ方への交通費は、本来請求することはできませんが、症状によっては就労が困難である割合が高いため、当社では交通費を請求していません。
- h. 当社では、主たる事業所と一体的に運営する営業所を活用し、広域にわたりネットワークを張り巡らし、迅速に、精神疾患を持つ方へ対応できる体制を整えております。営業所を設けることで、情報交換の中継基地として看護師同士がコミュニケーションをとって情報を共有し、より緻密な訪問看護を行っております。
- i. 開設・展開に係る方針といたしましては、厚生労働省が調査した、地域保健医療基礎統計を中心にニーズのある地域で、精神障がい総患者数の総数の上位の都道府県は開設することを前提としております。エリア別・ターゲット別（国勢調査データ）のデータ集積を行い、以下のような具体的な条件を参考に事業所等の開設候補地域の選定を行っております。
- 都道府県-指定都市-中核市別にみた保険指標総覧、病院数、および看護師就業人数
 - 精神障害者数、精神科医療機関数、病床数、精神科入院期間比較、および措置入院数等を比較して、精神患者数が多く、入院期間が短いエリア

事業年度末事業所及び営業所数



※平成24年12月期期中開設の3営業所が、平成25年12月期期中に事業所として形態を変更しております。

平成25年6月30日現在

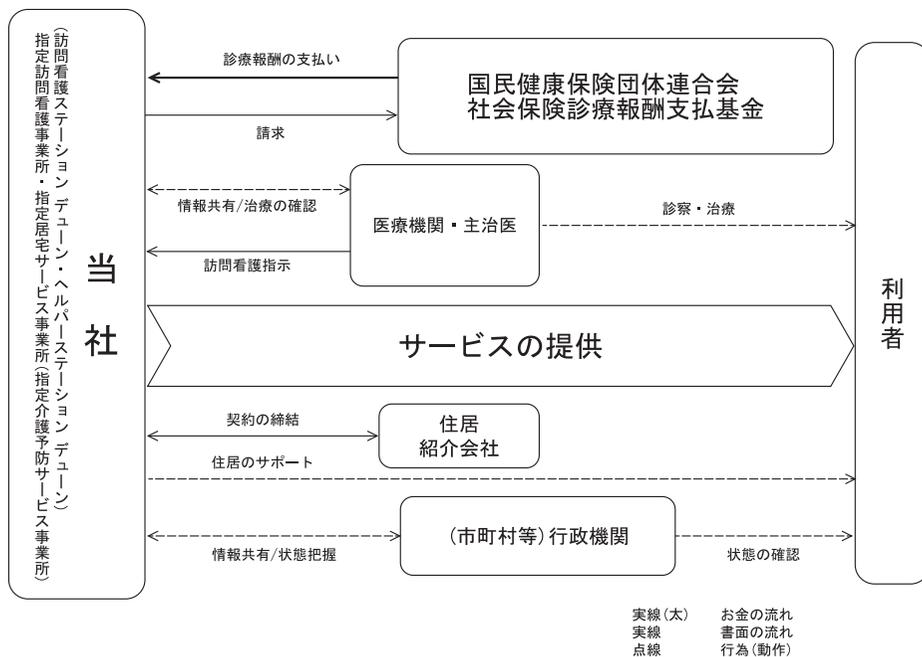
事業所名	開設年月	営業所名	開設年月
訪問看護ステーション デューン札幌	平成22年8月		
訪問看護ステーション デューン仙台	平成23年10月	宮城野営業所	平成25年1月
訪問看護ステーション デューン東京	平成22年10月	新宿営業所	平成24年7月
		練馬営業所	平成24年12月
訪問看護ステーション デューン町田（注）1	平成24年3月		
訪問看護ステーション デューン大森	平成23年11月	世田谷営業所	平成24年7月
訪問看護ステーション デューン八王子	平成24年1月		
訪問看護ステーション デューン葛飾（注）2	平成25年1月	足立営業所（注）4	平成24年7月
訪問看護ステーション デューン船橋	平成24年2月		
訪問看護ステーション デューン千葉	平成24年3月		
訪問看護ステーション デューン横浜	平成24年2月		
訪問看護ステーション デューン越谷	平成24年2月		
訪問看護ステーション デューン大宮	平成24年2月		

事業所名	開設年月	営業所名	開設年月
訪問看護ステーション デューン川越	平成24年2月		
訪問看護ステーション デューン名古屋	平成23年7月	熱田営業所	平成25年6月
訪問看護ステーション デューン北大阪	平成17年8月		
訪問看護ステーション デューン	平成15年3月	東大阪営業所	平成25年3月
訪問看護ステーション デューン西大阪	平成22年3月		
訪問看護ステーション デューン南大阪	平成17年12月		
訪問看護ステーション デューン河内長野 (注) 3	平成25年4月		
訪問看護ステーション デューン泉佐野	平成23年12月		
訪問看護ステーション デューン京阪	平成22年3月		
訪問看護ステーション デューン広島	平成23年10月		
訪問看護ステーション デューン北九州	平成23年7月		
訪問看護ステーション デューン福岡	平成22年10月		
訪問看護ステーション デューン久留米	平成24年1月		
訪問看護ステーション デューン熊本	平成23年3月		
訪問看護ステーション デューン宮崎	平成23年10月		
訪問看護ステーション デューン鹿児島	平成24年1月		

- (注) 1 訪問看護ステーション デューン町田は事業所として開設（平成24年3月）し、その後平成24年8月に営業所に形態を変更、平成25年2月に事業所に形態を変更しております。
- 2 訪問看護ステーション デューン葛飾は営業所として開設（平成24年6月）し、その後平成25年1月に事業所に形態を変更しております。
- 3 訪問看護ステーション デューン河内長野は営業所として開設（平成24年8月）し、その後平成25年4月に事業所に形態を変更しております。
- 4 訪問看護ステーション デューン葛飾 足立営業所は、平成24年7月に訪問看護ステーション デューン東京の営業所として届出を行いました。訪問看護ステーション デューン葛飾が事業所へ形態を変更したことに伴い、訪問看護ステーション デューン葛飾の営業所に変更しております。

平成25年6月30日現在

※当社の事業系統図を示すと以下のとおりとなります。



(参考)

1. 訪問看護と訪問介護の違い

	訪問看護	訪問介護
対象となる患者	肉体的・精神的疾患を抱える在宅療養者	高齢者、障がい者
根拠となる法令	健康保険法、介護保険法、障害者自立支援法	介護保険法、障害者自立支援法
従事する有資格者	正看護師、准看護師、保健師	ホームヘルパー等
ケアの内容	「医療行為」を基本に利用者の健康・生活状態全般	身体介護、生活援助
利用料	医療保険適用：訪問看護に要する費用（基本療養費、管理療養費、各加算等）の1～3割 介護保険適用：訪問看護に要する費用（各加算等）の1割 自立支援医療制度受給者の方について負担軽減 生活保護受給者の方に関して負担なし	介護保険適用：訪問介護に要する費用（各加算等）1割 生活保護受給者の方に関して負担なし

2. 精神疾患を持つ方に対する訪問看護の現状について

我が国は、国民の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会に伴う医療福祉などの社会保障費の増大、長引く不景気による税収の減少などが要因となり、大幅な財政状況の悪化に陥っております。その状況を改善するため、社会保障費の抑制を図っていく必要があるものと考えられます。医療費の中の一般診療医療費については、入院費と入院外費（外来通院費）があり、特に入院費は、平成12年度の11.3兆円が9年経った平成21年度では13.2兆円となっております。入院外費においては平成12年度の12.4兆円が、平成21年度で13.4兆円となっており、入院外費の増加率に比べ、入院費の増加率が高くなっております。入院費を削減するためには、在宅医療を整備する必要があり、訪問看護の整備が急務とされております。（総務省統計局 国民医療費 より数値を参照）

最近では、「入院医療中心から地域生活中心へ」（平成16年9月厚生労働省「精神保健福祉施策の改革ビジョン」）という基本理念が掲げられ、平成27年までに達成すべき具体的目標として、精神疾患に関する国民の認知度や入院患者に関する平均残存率等の数値目標の達成により、全国の病床数の7万床削減に向けた取り組みが行われており、平成24年医療報酬改定において、精神科の訪問看護医療費の新設がなされております。

在宅治療を行なっている精神疾患を持つ方の中には、自身が病気であるという「病識」が乏しいため、服薬が中断し、通院治療（注8）までもが中断に至ってしまうケースが少なくありません。そのため、症状が再発ないし悪化し、迷惑行為（注9）や逸脱行為（注10）が出現し、日常生活が困難となり、その結果、再入院に至ってしまうケースが多くあり、在宅治療が中断しやすい傾向にあります。そのため、入院期間の短縮化や退院後の在宅治療における医療的な側面からサポートを行う訪問看護が必要不可欠となっております。

（注8）通院治療・・・入院等することなく自宅から医療機関に赴き治療を行う事。

（注9）迷惑行為・・・公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等で、地域の住民生活の平穩を阻害させる行為。

（注10）逸脱行為・・・社会や集団における社会的規範や価値観から逸脱した行為。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
185[26]	40.7	1.1	3,739

事業部門別の名称	従業員数(名)
居宅事業部門	169[26]
全社(共通)	16[-]
合計	185[26]

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
なお、臨時従業員とは、正社員以外の直接雇用者(契約社員、パート社員)であります。
4 平成25年6月30日までの1年間において、従業員が48名増加しております。主な理由は業容の拡大により期中採用者が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第10期事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、年前半におけるエコカー補助金や復興需要などの政策効果が功を奏し国内景気は堅調に推移しましたが、年後半は、エコカー補助金効果の減速、個人消費の衰退、長引く円高、長期化する欧州諸政府の債務問題、尖閣諸島などをめぐる近隣諸国との関係悪化などから輸出は低迷、景気は弱含みで推移いたしました。

当社が属する医療業界におきましては、平成24年は診療報酬と介護報酬の同時改定が行われ、当社が専門とする精神科訪問看護におきましては、精神科訪問看護基本療養費につき、従来まで対象外であった30分未満の訪問に関し点数が新設され、若干のプラス要因として働きました。

このような情勢のなか、当社におきましては、訪問看護の拠点である「訪問看護ステーション デューン」を札幌、福岡、東京に引き続き、関東首都圏を始め東日本を中心に展開してまいりました。具体的には、1月にデューン八王子、デューン久留米、デューン鹿児島、2月にデューン越谷、デューン大宮、デューン川越、デューン船橋、デューン横浜、3月にデューン千葉、デューン町田を開設いたしました。また当事業年度から新たな試みとしてすでに事業所のある都道府県にサテライトとして営業所を新設してまいりました。具体的には6月に東京都葛飾区へ葛飾営業所、7月に東京都新宿区へ新宿営業所、世田谷区へ世田谷営業所、足立区へ足立営業所、8月に大阪府河内長野市へ河内長野営業所、12月に東京都練馬区へ練馬営業所、翌年1月に仙台市宮城野区へ宮城野営業所を展開するに至りました。

また、訪問看護ステーションと連携をとり退院促進及び賃貸管理を行う医療連携推進部におきましては、6月に福岡、12月に東京へと営業所を開設し、訪問看護ステーションとの連携強化を図ってまいりました。

このような状況の中、当年度の売上高は1,128,827千円と、前年度899,451千円に比べ229,376千円、25.5%の増加となりました。

売上高は増加したものの、利益につきましては、営業損失が224,639千円と前年度の営業損失134,943千円に比べ89,696千円損失が拡大いたしました。これは、新規事業所の開設のため看護師の増加に伴う労務費等の売上原価の増大及び管理部門の強化のための人員の増加に伴う販売費及び一般管理費の増大によるものであります。結果、税引前当期純損失238,300千円、当期純損失245,007千円となりました。各部門の状況は次のとおりであります。

居宅事業部門

〔訪問看護〕

当事業年度の訪問看護においては、上記のように新規の店舗を展開いたしました。4月末日をもって「訪問看護ステーション デューン西宮」を廃止いたしました。

この結果、訪問看護の売上高は1,046,122千円(前年同期比73.5%増)となりました。

〔訪問介護〕

当事業年度の訪問介護においては、8月末日をもって居宅介護支援部門である「ケアプランセンター ゆく」を廃止いたしました。

この結果、訪問介護の売上高は19,223千円(前年同期比12.7%減)となりました。

〔賃貸事業(医療連携)〕

賃貸事業においては、上記のように、当事業年度は訪問看護との連携を強化するため、6月に福岡、12月に東京と2ヶ所に営業所を開設いたしました。

この結果、賃貸事業の売上高は63,480千円(前年同期比229.5%増)となりました。

第11期第1四半期累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、震災復興需要等を背景に国内需要が緩やかな回復傾向で進むなか、欧州の財政危機等海外の景気回復に停滞感があることから、先行き不透明な経済環境で推移いたしました。しかし、新政権の経済政策への期待感から株価上昇、円高の改善等明るい兆しも見えております。医療の業界では、昨年4月に介護保険制度改正及び診療・介護報酬の同時改定が実施され、昨年8月に社会保障・税の一体改革関連法案が成立いたしました。医療・介護・年金・子育て分野の山積する課題について集中的に討議する社会保障改革国民会議もスタートしており、平成37年(2025年)を目処とした社会保障のあるべき姿を目指し、改革案の策定が進められております。特に成長分野である医療、介護、教育分野においては、医療・介護サービスの拡充、グローバル展開・人材育成支援、若者・女性の就業支援等の新たなサービスの創造に繋がる様々な政策目標が掲げられております。

このような情勢のなか、当社におきましては、1月に「訪問看護ステーション デューン東京 葛飾営業所」を事業所として業務形態を変更し、2月には同じく「訪問看護ステーション デューン東京 町田営業所」を事業所として業務形態を変更いたしました。また、3月には「訪問看護ステーション デューン 東大阪営業所」を開設することにより、広域での訪問看護業務ができるよう体制を整えたことで、売上高増加につながっております。

このような状況の中、売上高は374,359千円、営業利益は25,196千円、経常利益は21,764千円、四半期純利益は15,202千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ3,781千円増加し、当事業年度末残高は156,997千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は288,742千円(前事業年度は35,999千円の獲得)となりました。これは主に売上債権が112,870千円増加したこと、また税引前当期純損失が238,300千円になったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は76,655千円(前事業年度比40.7%の減少)となりました。これは主に定期預金の預入により26,200千円支出したこと、無形固定資産の取得に24,600千円支出したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は369,178千円(前事業年度比174.7%の増加)となりました。これは主に短期借入金の増加410,000千円により資金を得た一方、長期借入金の返済に27,828千円支出したことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

第10期事業年度及び第11期第1四半期累計期間における販売実績を部門ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	第10期 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第11期第1四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
居宅事業部門	1,128,827	125.5	374,359
合計	1,128,827	125.5	374,359

(注) 1 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の実績を記載しております。

2 第9期事業年度においては、平成22年12月に廃止しました不動産事業部門の販売高255,378千円を居宅事業部門に計上しております。第9期事業年度における居宅事業部門に対する前年同期比は175.3%であります。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第9期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		第10期 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)		第11期第1四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
社会保険診療報酬支払 基金 大阪支部	284,948	31.7	335,552	29.7	95,410	25.5
大阪府国民健康保険 団体連合会	221,002	24.6	203,733	18.0	49,302	13.2
社会保険診療報酬支払 基金 東京支部	—	—	—	—	37,773	10.1
ファースト住建㈱	135,850	15.1	—	—	—	—

4 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5 第9期事業年度及び第10期事業年度における社会保険診療報酬支払基金東京支部に対する販売実績は、当該割合が100分の10未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

今後の経営環境につきましては、精神疾患を持つ方への訪問看護市場全体の伸びは見込めるものの、以下の課題を認識しており、厳しい経営環境が継続するものと思われれます。当社といたしましては、法令を遵守し、緻密なマーケティングに基づいた事業所及び営業所開設の促進と営業力の強化を図り、業績の向上に努力するとともに、以下の項目を重要課題として取り組んでまいります。

(1) 人材の確保と社員育成

当社の利用者数の継続的な伸びに加え、全国展開を目的とした事業所開設を実施し事業を拡大している中、訪問看護サービス職員(訪問看護師)が恒常的に不足しております。また、当該サービスのクオリティー(看護の質)に対する要求も高まってきているところから、優秀な人材の確保、適切な人材配置及び人材の育成が重要な課題であると認識しております。

訪問看護業務が初めての看護師や精神科が初めての看護師に対して訪問看護の経験が長い社員によるOJT(職場内実地研修)の実施及び管理職へのマネジメント研修を行うなど、当社事業への理解を含め、更に個々人のスキルアップを図る施策を積極的に行っております。安定した訪問看護師の確保及びクオリティーの高いサービス提供を行う事により、今後更に利用者に安心・信頼が得られる訪問看護が提供できる環境を培ってまいります。

(2) 内部管理体制の強化

当社は、今後更に開設が必要と考えられる地域において、事業所を開設し、安定的に事業を拡大していくために、社員1人1人の意識向上を図り内部管理体制を更に強化していくことが不可欠であると考えております。そのために、内部統制システムの構築を推し進め、ガバナンスを強化するとともに情報セキュリティ、労務管理をはじめとしたコンプライアンス体制の構築に取り組んでおります。

(3) 事業展開に伴う課題

居宅事業につきましては、当社事業所及び営業所である「訪問看護ステーション デューン」「ヘルパーステーション デューン」が相互に連携し、利用者の立場に立って最適な訪問看護サービスを提供する事を第一義として事業所及び営業所の展開及び運営を行っておりますが、精神疾患を持つ方に対する訪問看護の業界が確立されておらず、いかに当社の事業内容を地域・行政機関・病院などの関係各機関に理解して頂き、浸透させるかが重要な課題となっております。そのため、当社は精神疾患を持つ方への訪問看護を行い、社会性・公共性を重んじるとともに、オピニオンリーダーとして上記関係各機関と連携を密に行いながら、地道な取り組みにより当社事業内容の理解及び浸透を図っております。

今後更に当社の事業所及び営業所が全国に展開され、各地域に密着した事業所及び営業所の運営を行う事により、業界としての認識向上にも資する事ができ、更には当社事業の拡大にもつながるものと考えております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業上のリスクとは考えていない事項についても、投資判断上或は当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であり、当社株式等に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も合わせて慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

文中における将来に係る事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業展開のための人員確保について

当社は精神疾患を持つ方への訪問看護を展開するにあたり、事業所及び営業所数の拡大に伴う看護師の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び利用者ニーズの高い住居提供サービス等を充実させ、地域周辺のコミュニケーションを進めていく事で、事業間の相乗効果を図っていく方針であります。

求職している看護師の中で、精神科若しくは精神科に興味のある看護師を見出すことには限界があると考えられます。当社では、精神科が初めての看護師でも安心して働けるようにOJT制度による木目細かい育成を行い、管理職に対するマネジメント研修を行うなど社内教育体制等を整えて、安定した看護師の人員確保に努めております。しかし、今後、安定した看護師の採用及び看護師の確保が行えない場合や、当社人員計画と大幅に乖離した場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訪問看護事業に関する法的規制について

① 訪問看護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社は、「医療保険制度」「介護保険制度」それぞれに基づく訪問看護を行っております。医療保険制度に基づく診療報酬は、2年に1回、介護保険制度に基づく介護報酬は、3年に1回改定が行われます。

平成24年度の診療報酬、介護報酬の同時改定では、在宅医療にとつての大幅な上方の見直しがあり、当社事業にとって追い風となりました。しかし、今後診療報酬及び介護報酬の見直しにより大幅な下方の改定が行われた場合には、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 訪問看護事業に必要な指定に係るリスク

当社は訪問看護の事業を行うために、介護保険法に基づく「指定居宅サービス事業者」の指定を都道府県知事から受けております。また、医療保険の訪問看護を行うために、健康保険法に基づく「指定訪問看護事業者」の指定を受けております。それぞれの指定には、従業者の資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を遂行する必要があります。訪問看護事業に必要な指定に関しましては、以下の通りとなっております。

(許認可等の状況)

取得	所管官庁	許認可名称	許認可内容	有効期限	主な許認可取消事由
当社 各事業所	都道府県	指定居宅サービス事業者	介護保険法の訪問看護	6年毎の更新	介護保険法 第77条(指定の取消し等)
		指定居宅介護予防サービス事業者	介護保険法の介護予防訪問看護		介護保険法 第84条(指定の取消し等)
	厚生労働省 地方厚生局	指定訪問看護事業者	健康保険法の訪問看護		健康保険法 第95条(指定の取消し等)

当社では、看護師の入退職及び事業所及び営業所の開設・移転時に、居宅事業本部からの情報を受けて管理本部が必要な準備・手続きをしていくという内部牽制によって、基準の確認及び変更に必要な届出を怠らないように細心の注意を払っております。しかし、万が一、これら基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等を不正に請求した場合などにおいては、指定の取消または停止処分を受ける可能性があり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 自立支援医療(公費負担医療)に係るリスク

当社は、精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。心身障がい者等が、心身の障がいの状態の軽減を図れるよう障害者自立支援法による自立支援医療(公費負担医療)を提供するため、当社は障害者自立支援法に基づく「指定自立支援医療機関(精神通院医療)」の指定を都道府県知事から受けており当社の利用者の大半が「障害者自立支援法」の制度の適用を受けております。

当社は「訪問看護事業に必要な指定に係るリスク」で記載しました通り、社内において細心の注意を払い管理しておりますが、万が一「指定居宅サービス事業者」または、「指定訪問看護事業者」の指定要件が満たせなくなった場合、利用者に対して自立支援医療(公費負担医療)を提供できず訪問看護利用料の利用者負担割合が増し、利用者が訪問看護を利用しにくくなり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、自立支援医療(公費負担医療)の制度改定が行われた場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 訴訟リスクについて

当社の看護師は、主治医の指示書に基づき訪問看護を行っております。また、当社は訪問看護を提供する看護師に対して、社内及び外部機関を利用した徹底した教育研修を実施し、多様な状況に対応出来るためのマニュアルの整備等により、事故の発生防止や緊急事態に対応出来るように取り組んでおります。

しかし、利用者の病状悪化等による訴訟等で過失責任が問われるような事態が生じた場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 個人情報の漏洩について

当社は事業を運営するにあたり、利用者あるいはその家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社は、情報管理につきまして情報漏洩防止の厳重な対策を講じていますが、万が一システム等から情報が流出するなどして、当社の信用が低下した場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 風評等の影響について

当社の事業は、利用者やその家族のみならず地域住民や行政・医療機関に係る方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しております。当社の従業員には企業理念を浸透させ、安定的かつ質の高い訪問看護を提供するよう指導、教育を行っております。しかしながら従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合には、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 大規模な災害や感染症流行の影響について

当社は全国的に事業所を開設し事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等災害の発生により事業所や看護師並びに利用者が損害を被った場合、全国的なインフルエンザ等の感染症が流行して、看護師等が感染した場合等、訪問活動が出来ない事態が生じることで経営成績及び財政状態に影響を受ける可能性があります。

(7) 有利子負債について

当社は運転資金及び新規出店の設備投資資金を金融機関からの借入金及び転換社債型新株予約権付社債により調達しており、現在は有利子負債比率が高い状況となっております。そのため、現行の金利水準が変動した場合や計画通りの資金調達ができなかった場合には、当社の事業成長のスピードが減速するなど、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、借入金の一部には財務制限条項が付加されており、第10期事業年度末(平成24年12月末日)に、この条項のうち、「平成24年12月期以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること」に抵触しましたが、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。

(8) 特定経営者への依存について

当社創業者であり代表取締役社長である野口和輝は当社の経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。

当社は平成24年に代表取締役を2名選任し、3名となりガバナンス強化を図っております。また取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同様に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由で同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 新株予約権行使の影響について

当社は、当社役員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。尚、本書提出日現在これらの新株予約権による潜在株式数は50,000株であり、発行済株式総数837,500株の5.97%に相当しております。

(10) 利益還元について

当社は将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規出店にかかる設備投資を行うため、また迅速な経営に備える為、内部留保の充実が重要であると認識しており、第10期の配当金については無配としております。しかし、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題であると認識しており、今後につきましては、每期確実に利益を計上することを目指して財務体質の強化を図り、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当の実施を行っていく方針であります。しかしながら、当社の業績が計画通り進展しない場合等、当社の業績が悪化した場合等には、継続的に配当を行えない可能性があります。

(11) 繰越利益剰余金のマイナスについて

当社の前事業年度末の繰越利益剰余金は、過年度における当期純損失の計上等により△161,602千円となっておりますが、当事業年度はインフラの構築を優先し、積極的な事業所及び営業所の開設を行ったことに伴い人件費等の先行コストが増加したため当期純損失245,007千円を計上いたしました。その結果、第10期事業年度末の繰越利益剰余金は△406,610千円になりました。

当社は、每期確実に利益を計上することを目指して、繰越利益剰余金のマイナスを早期に解消することを経営の最優先課題と認識しておりますが、事業の進捗が計画どおりに進まない場合、解消までに時間を要する可能性があります。

(12) 税務上の欠損について

当社は税務上の繰越欠損金があることから、今後課税所得が生じますと法人税等の税負担が軽減されます。第10期事業年度末(平成24年12月末日)現在の税務上の繰越欠損金は317,237千円であります。将来において当該繰越欠損金が解消された場合には、税負担の軽減がなくなり、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(13) 資金使途について

今後、調達する資金の使途につきましては、新規開設する事業所及び営業所の開設資金、システム構築費用支払い、社債償還のための借入金の返済、残額は財務体質向上のための借入金の返済に充当する方針であります。しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するために、調達資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画通りに使用された場合でも、想定通りの投資効果を得られない可能性があります。

(14) ベンチャーキャピタルの持株比率について

本書提出日現在において、当社発行済株式総数の40.3%の株式をベンチャーキャピタルが保有しております。一般的に、ベンチャーキャピタルによる株式の保有目的は、株式公開後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることであることから、当社株式公開後に、ベンチャーキャピタルが保有する当社株式が売却されることにより、当社株式の需給バランスが短期的に悪化して当社株式の市場価格が変動する可能性があります。

(15) 過去の経営成績の推移について

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第1四半期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年3月
売上高 (千円)	265,253	481,636	611,418	899,451	1,128,827	374,359
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	21,077	46,492	△46,952	△147,890	△237,385	21,764
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△) (千円)	7,154	23,488	△35,083	△157,132	△245,007	15,202
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	7,154.55	23,488.75	△34,908.55	△277.13	△399.69	18.15

当社は第8期、第9期及び第10期につき連続して経常損失及び当期純損失を計上しております。その主な要因は、平成22年12月に廃止した不動産事業部門におきまして第8期及び第9期に不動産の在庫処分のために損失を計上したこと、居宅事業部門において、第9期及び第10期にインフラの構築を優先し、積極的な事業所及び営業所の開設を行ったことに伴い人件費等の先行コストが増加したことが挙げられます。

本書提出日現在、第11期第1四半期累計期間におきましては、経常利益、四半期純利益ともに黒字化しておりますが、事業の進捗が計画どおりに進まず、著しく業績が悪化する場合には、再度赤字に転ずる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

(2) 財政状態の分析

第10期事業年度(平成24年12月31日)

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は492,358千円(前事業年度末残高354,245千円)となり、前事業年度末に比べ138,113千円増加いたしました。その主な要因は、現金及び預金の増加29,981千円、売掛金の増加112,870千円であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は360,989千円(前事業年度末残高329,564千円)となり、前事業年度末に比べ31,424千円増加いたしました。その主な要因は、システム開発に伴うソフトウェア仮勘定の増加23,000千円であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は560,037千円(前事業年度末残高127,587千円)となり、前事業年度末に比べ432,449千円増加いたしました。その主な要因は、短期借入金の増加410,000千円、未払法人税等の増加7,300千円であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は264,721千円(前事業年度末残高552,624千円)となり、前事業年度末に比べ287,903千円減少いたしました。その主な要因は、転換社債型新株予約権付社債の減少270,000千円、長期借入金の減少21,248千円であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は28,589千円(前事業年度末残高3,597千円)となり、前事業年度末に比べ24,992千円増加いたしました。その主な要因は、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により、資本金135,000千円、資本準備金135,000千円が増加したものの、当事業年度に当期純損失を245,007千円計上したことによるものであります。

第11期第1四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は480,812千円(前事業年度末残高492,358千円)となり、前事業年度末に比べ11,545千円減少いたしました。その主な要因は、現金及び預金の減少21,373千円、売掛金の増加6,488千円であります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は359,754千円(前事業年度末残高360,989千円)となり、前事業年度末に比べ1,234千円減少いたしました。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は536,026千円(前事業年度末残高560,037千円)となり、前事業年度末に比べ24,011千円減少いたしました。その主な要因は、短期借入金の減少20,000千円、1年内返済予定の長期借入金の減少3,783千円であります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は260,749千円(前事業年度末残高264,721千円)となり、前事業年度末に比べ3,971千円減少いたしました。その主な要因は、長期借入金の減少3,174千円であります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は43,791千円(前事業年度末残高28,589千円)となり、前事業年度末に比べ15,202千円増加いたしました。その要因は、当第1四半期累計期間に四半期純利益を15,202千円計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第10期事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(売上高)

当事業年度における売上高の合計は、事業所及び営業所の新規開設等による事業拡大に伴い、1,128,827千円(前事業年度899,451千円)となり、229,376千円増加(前年同期比25.5%増)いたしました。

内訳といたしましては、居宅事業売上高が1,128,827千円(前事業年度644,072千円)、平成22年12月に住宅販売を廃止いたしました不動産事業売上高は一千円(前事業年度255,378千円)となりました。

(売上原価)

売上原価は871,075千円(前事業年度708,368千円)となり、162,707千円増加(前年同期比23.0%増)いたしました。

内訳といたしましては、事業所及び営業所の新規開設にともなう人件費等の増加により、居宅事業売上原価が871,075千円(前事業年度441,467千円)、不動産事業売上原価は一千円(前事業年度266,900千円)となりました。この結果、売上総利益は257,751千円となり、66,669千円増加(前年同期比34.9%増)いたしました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、482,391千円(前事業年度326,025千円)となり、156,365千円増加(前年同期比48.0%増)いたしました。この結果、営業損失は224,639千円(前事業年度は134,943千円の損失)となりました。

(営業外損益)

営業外収益は4,982千円となり、4,257千円増加しました。営業外費用は17,728千円となり、4,056千円増加いたしました。この結果、経常損失は237,385千円(前事業年度は147,890千円の損失)となりました。

(特別損益)

特別利益は22千円となり、22千円増加いたしました。特別損失は936千円となり、5,511千円減少いたしました。この結果、税引前当期純損失は238,300千円(前事業年度は154,338千円の損失)となりました。

(法人税等)

法人税等は6,707千円となり、3,913千円増加いたしました。

この結果、当期純損失は245,007千円(前事業年度は157,132千円の損失)となりました。

第11期第1四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

(売上高)

当第1四半期累計期間においては、3月に営業所として「訪問看護ステーション デューン 東大阪営業所」を開設いたしました。これにより、当第1四半期累計期間の全国における訪問看護の拠点として、27事業所、7営業所の計34拠点での運営に至っております。

この結果、当第1四半期累計期間における売上高は374,359千円となりました。

(営業利益)

当第1四半期累計期間における売上原価は237,801千円となりました。これは、主に給料手当、法定福利費及び各事業所、各営業所の地代家賃等によるものであります。

当第1四半期累計期間における販売費及び一般管理費は111,360千円となりました。これは、主に給料手当、人材紹介会社に対する人材紹介手数料等の支払手数料及び本社の地代家賃等によるものであります。

この結果、営業利益は25,196千円となりました。

(経常利益)

当第1四半期累計期間において、自販機販売手数料等雑収入他営業外収益として115千円、金融機関等への支払利息他営業外費用として3,547千円と計上いたしました。

この結果、経常利益は21,764千円となりました。

(四半期純利益)

当第1四半期累計期間において、訪問看護ステーション デューン南大阪の事務所移転に伴う固定資産売却損による特別損失3,454千円を計上いたしました。また、法人税等3,108千円を計上しました。

この結果、四半期純利益は15,202千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第10期事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当事業年度のキャッシュ・フローの状況は本書「第2事業の状況」の1「業績等の概要」(2)キャッシュ・フローの状況に記載しておりますが、その分析の状況は次のとおりであります。

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末の153,216千円に比べ3,781千円増加し、当事業年度末残高は156,997千円となりました。

なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果、使用した資金は288,742千円となり、前事業年度の35,999千円の獲得と比べ、324,741千円の減少となりました。この減少の主な要因としては、売上債権が前事業年度48,381千円の増加と比べ、当事業年度は112,870千円の増加であったこと、税引前当期純損失が前事業年度の154,338千円と比べ、当事業年度は238,300千円になったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果、使用した資金は76,655千円となり、前事業年度の129,259千円の使用と比べ、52,604千円の減少となりました。この減少の主な要因としては定期預金の預入による支出が前事業年度の41,200千円の減少と比べ、当事業年度は26,200千円と減少したこと、有形固定資産の取得による支出が前事業年度は73,282千円でありましたが、当事業年度は20,318千円であったこと、無形固定資産の取得による支出が前事業年度の5,516千円と比べ、当事業年度は24,600千円と増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果、獲得した資金は369,178千円となり、前事業年度の134,399千円の獲得と比べ、234,779千円の増加となりました。この増加の主な要因としては短期借入金の前事業年度の20,000千円の減少と比べ、当事業年度は410,000千円の増加であったこと、長期借入金の返済が前事業年度は279,300千円であったことと比べ、当事業年度は27,828千円であったこと、前事業年度は転換社債型新株予約権付社債の発行による収入が360,000千円であったことと比べ、当事業年度は当該収入がなかったことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、全国で事業所、営業所合わせて35店舗(平成25年6月30日現在)の訪問看護ステーションを運営しており、定例の法改正により診療報酬基準が下方へ見直しがなされた場合や、その事業特性として利用者やその家族のみならず地域住民や訪問看護・介護に係る方々からの信頼のもとに成り立っており、従業員の不祥事等の理由で、当社に対して不利益な情勢や風評が流れた場合には、経営成績に重要な影響を与えると考えております。その対応策として、従業員に対して経営理念の浸透や質の高い訪問看護サービスを提供するよう指導、教育を行っております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、訪問看護の中でも精神疾患を持つ方を対象とした訪問看護を行っております。精神症状を抱えながら在宅での生活を望まれている入院患者の方は全国各地におられます。その中で当社の役割は大きく、関西だけにとどまらず全国に展開しサービスを提供すべく、現在まで、北海道、関東、九州、中部、中国、東北と訪問看護ステーションを立ち上げてまいりました。当社の今後の展開方針として、より多くの需要が見込まれる東京23区に集中して出店を行い、東日本展開への足場を固め、北関東、東北、北信越へと展開してまいります。西日本について、九州地方は既存6店舗の業績をさらに伸ばしていき、さらに九州内での出店を進めてまいります。本社のある関西については、未出店のエリアに進出していくとともに、四国、中国地方へと展開し、今後、47都道府県への出店を目指し事業を行ってまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社経営陣は、企業理念(注1)に則り、現在の事業環境及び入手可能な情報を基に、最善の経営方針を立案するよう努めております。経営方針の立案にあたって、利用者最優先を第一に、行き届いた看護サービスの提供、加えて地域社会と円滑な連携をとっていくことが重要と認識しております。一つ一つの事業所が特殊性を持ち、利用者に関わりを持っていくことが利用者の社会復帰へとつながっていくと考えております。

しかしながら急成長をしてきている当社において、会社の思いが現場に伝わりにくくなってきていることも現状としてあり、殊に中間管理職に対しての教育が最重要と考えております。会社の思いを伝えていくには教育を繰り返し繰り返し行っていくことを全てと考え、OJTに加え、社内外研修会等を取り入れております。

今後も現場教育を徹底し、全国へと店舗展開させていくことで、地域社会への貢献を果たしていく所存であります。

(注1) 企業理念……「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第10期事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当事業年度に実施いたしました設備投資等の総額は40,443千円であり、主なものは次の通りであります。またこれは、訪問看護ステーション数の拡大、訪問患者数の拡大によるものです。

(1) 車両運搬具の購入

軽自動車19台 原動機付自転車3台 計15,318千円の設備投資を行いました。

(2) 車両運搬具のリース

軽自動車18台 普通自動車1台 計18,524千円の設備投資を行いました。

第11期第1四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

当第1四半期累計期間に実施いたしました設備投資等の総額は10,223千円であり、主なものは次の通りであります。

(1) 車両運搬具のリース

軽自動車3台 計3,324千円の設備投資を行いました。

(2) ソフトウェアの購入

看護記録ソフト及び人事関係ソフト 計5,100千円の設備投資を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載していません。

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 (大阪市北区)	本社機能	19,702	17,826	—	16,493	2,867	56,889	14
訪問看護ステーションデューン (大阪市城東区)	事業所	50,904	463	49,912 (264.53)	2,733	2,493	106,508	11
訪問看護ステーションデューン 札幌 (札幌市白石区)	事業所	12,711	—	10,868 (256.53)	928	4,096	28,605	7
訪問看護ステーションデューン 仙台 (仙台市若林区)	事業所	—	—	—	360	2,907	3,267	4
訪問看護ステーションデューン 仙台 宮城野営業所 (仙台市宮城野区)	営業所	—	—	—	—	—	—	1
訪問看護ステーションデューン 東京 (東京都杉並区)	事業所	—	1,466	—	1,323	4,284	7,075	7
訪問看護ステーションデューン 東京 町田営業所 (東京都町田市)	営業所	—	—	—	213	—	213	3
訪問看護ステーションデューン 東京 葛飾営業所 (東京都葛飾区)	営業所	1,546	—	—	153	—	1,699	1
訪問看護ステーションデューン 東京 新宿営業所 (東京都新宿区)	営業所	—	117	—	212	—	330	3
訪問看護ステーションデューン 東京 足立営業所 (東京都足立区)	営業所	—	748	—	352	—	1,100	1
訪問看護ステーションデューン 東京 練馬営業所 (東京都練馬区)	営業所	—	—	—	—	—	—	1
訪問看護ステーションデューン 大森 (東京都大田区)	事業所	—	—	—	303	617	920	5

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
訪問看護ステーションデューン大森 世田谷営業所 (東京都世田谷区)	営業所	—	—	—	212	—	212	1
訪問看護ステーションデューン八王子 (東京都八王子市)	事業所	—	—	—	384	617	1,002	3
訪問看護ステーションデューン船橋 (千葉県船橋市)	事業所	—	733	—	345	1,606	2,685	3
訪問看護ステーションデューン千葉 (千葉市中央区)	事業所	—	1,066	—	172	634	1,873	3
訪問看護ステーションデューン横浜 (横浜市保土ヶ谷区)	事業所	—	748	—	173	1,269	2,190	5
訪問看護ステーションデューン越谷 (埼玉県越谷市)	事業所	—	—	—	—	2,329	2,329	3
訪問看護ステーションデューン大宮 (さいたま市大宮区)	事業所	—	728	—	173	634	1,536	3
訪問看護ステーションデューン川越 (埼玉県川越市)	事業所	—	762	—	209	634	1,606	3
訪問看護ステーションデューン名古屋 (名古屋市千種区)	事業所	—	732	—	220	3,065	4,018	6
訪問看護ステーションデューン北大阪 (大阪府吹田市)	事業所	—	—	—	—	2,071	2,071	6
訪問看護ステーションデューン南大阪 (堺市堺区)	事業所	3,632	816	—	—	2,410	6,860	7
訪問看護ステーションデューン西大阪 (大阪市西区)	事業所	4,893	1,615	—	—	131	6,640	2

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
		建物 及び構築物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	リース資産		合計
訪問看護ステーションデューン 京阪 (大阪府枚方市)	事業所	—	147	—	536	404	1,088	3
訪問看護ステーションデューン 泉佐野 (大阪府泉佐野市)	事業所	—	—	—	191	1,491	1,683	6
訪問看護ステーションデューン 南大阪 河内長野営業所 (大阪府河内長野市)	営業所	—	—	—	432	667	1,100	1
訪問看護ステーションデューン 広島 (広島市中区)	事業所	—	—	—	307	2,477	2,785	3
訪問看護ステーションデューン 北九州 (北九州市小倉北区)	事業所	—	—	—	411	3,041	3,453	6
訪問看護ステーションデューン 福岡 (福岡市博多区)	事業所	716	725	—	—	2,196	3,638	6
訪問看護ステーションデューン 久留米 (福岡県久留米市)	事業所	—	979	—	312	1,163	2,456	3
訪問看護ステーションデューン 熊本 (熊本市中央区)	事業所	95	780	—	300	1,855	3,031	3
訪問看護ステーションデューン 宮崎 (宮崎県宮崎市)	事業所	—	730	—	307	2,477	3,516	7
訪問看護ステーションデューン 鹿児島 (鹿児島県鹿児島市)	事業所	—	—	—	387	1,722	2,110	3
医療連携推進部 (大阪府枚方市)	事業所	—	9	—	160	2,399	2,569	2

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
		建物 及び構築物	車両 運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
医療連携推進部 福岡営業所 (福岡市博多区)	営業所	—	317	—	—	—	317	1
医療連携推進部 東京営業所 (東京都杉並区)	営業所	—	—	—	—	—	—	1
ヘルパーステー ションデューン (大阪市城東区)	事業所	—	—	—	—	—	—	4
合計		94,203	31,516	60,781 (521.06)	28,315	52,572	267,389	152

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
- 2 上記の金額は帳簿価額であり、消費税等を含めております。(但し、第9期より消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更したため、第9期及び第10期に取得した有形固定資産についての消費税等は含まれておりません。)
- 3 平成25年3月に「訪問看護ステーション デューン 東大阪営業所」を開設しております。
- 4 上記の他、主要な設備のうち他の者から賃借している設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業の内容	賃借料 (千円)
本社 (大阪市北区)	本社機能	27,453

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成25年6月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

セグメント の名称	事業所名 (所在地)	所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
居宅事業	北海道エリア （仮）訪問看護ステーションデュ ーン札幌 札幌S営業所	北海道	営業所新設	3,000	－	増資資金	平成26年中	平成26年中	－
	関東エリア （仮）訪問看護ステーションデュ ーン葛飾 江戸川営業所	東京都	営業所新設	3,000	－	増資資金	平成25年 8月	平成25年 9月	－
	（仮）訪問看護ステーションデュ ーン八王子 府中S営業所 他15営業所	東京都他	営業所新設	48,000	－	増資資金	平成26年中	平成26年中	－
	関西エリア （仮）訪問看護ステーションデュ ーン神戸 他2事業所	兵庫県他	事業所新設	12,000	－	増資資金	平成25年中	平成26年中	－
	（仮）訪問看護ステーションデュ ーン西大阪 西大阪S営業所 他2営業所	大阪府他	営業所新設	9,000	－	増資資金	平成25年中	平成26年中	－
	中国エリア （仮）訪問看護ステーションデュ ーン岡山	岡山県	事業所新設	4,000	－	増資資金	平成25年中	平成26年中	－
	四国エリア （仮）訪問看護ステーションデュ ーン高松	香川県	事業所新設	4,000	－	増資資金	平成26年中	平成26年中	－
	（仮）訪問看護ステーションデュ ーン盛岡 他18（事業所又 は営業所）	岩手県他	事業所及び 営業所新設	67,000	－	自己資金	平成26年中	平成27年中	－

(注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,350,000
計	3,350,000

(注) 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年6月17日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は3,346,000株増加し、3,350,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	837,500	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。(注)
計	837,500	—	—

(注) 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年5月31日を基準日として平成25年6月17日付で当社普通株式1株を500株に分割しております。これにより、株式数は835,825株増加し、発行済株式総数は837,500株となっております。また、同日付けで単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

平成23年10月27日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年6月30日)
新株予約権の数(個)	61(注)1	61(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61(注)1	30,500(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700,000(注)2	1,400(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成25年10月28日から 平成33年10月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700,000 資本組入額 350,000	発行価格 1,400(注)3 資本組入額 700(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任または定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みにに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割・新設分割・株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年6月17日付で当社普通株式1株を500株に分割しております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

平成24年12月14日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年6月30日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	39(注)1、3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40(注)1	19,500(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	700,000(注)2	1,400(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成26年12月15日から 平成34年12月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 700,000 資本組入額 350,000	発行価格 1,400(注)3 資本組入額 700(注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者 (以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任または定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割・新設分割・株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年6月17日付で当社普通株式1株を500株に分割しております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。
- 4 平成25年6月17日に、新株予約権1個(分割前株数1株)が失効しております。

② 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成22年12月17日発行)		
	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年6月30日)
新株予約権の数(個)	25(注)1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600,000(注)2	—
新株予約権の行使期間	平成22年12月18日から 平成27年12月16日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600,000 資本組入額 300,000	—
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。 償還期日を経過した本社債ならびに本社債金額の一部および利息については、行使を請求することはできない。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。	—
新株予約権付社債の残高(千円)	75,000	—(注)3

- (注) 1 新株予約権付社債の額面3百万円につき新株予約権1個が割り当てられています。
ただし、新株予約権付社債の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権付社債の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権付社債の発行日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 平成25年5月16日に本新株予約権付社債25個を買入償還しております。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成23年11月28日発行)		
	最近事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年6月30日)
新株予約権の数(個)	3(注)1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150(注)1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	600,000(注)2	—
新株予約権の行使期間	平成23年11月28日から 平成28年11月27日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 600,000 資本組入額 300,000	—
新株予約権の行使の条件	償還期日を経過した本社債ならびに本社債金額の一部および利息については、行使を請求することはできない。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	—	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。	—
新株予約権付社債の残高(千円)	90,000	—(注)3

- (注) 1 新株予約権付社債の額面30万円につき新株予約権1個が割り当てられています。
ただし、新株予約権付社債の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2 新株予約権付社債の発行日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権付社債の発行日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 平成25年5月16日に本新株予約権付社債3個を買い戻ししております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月26日 (注) 1	—	1,000	20,000	30,000	—	—
平成22年12月17日 (注) 2	125	1,125	37,500	67,500	37,500	37,500
平成23年11月28日 (注) 3	100	1,225	30,000	97,500	30,000	67,500
平成24年12月31日 (注) 4	450	1,675	135,000	232,500	135,000	202,500
平成25年6月17日 (注) 5	835,825	837,500	—	232,500	—	202,500

(注) 1 利益剰余金の資本組入れ

2 有償第三者割当 発行価額600,000円 資本組入額300,000円

主な割当先 ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合

3 有償第三者割当 発行価額600,000円 資本組入額300,000円

主な割当先 ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合

4 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加であります。

5 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年5月31日を基準日として平成25年6月17日付で当社普通株式1株を500株に分割しております。

(5) 【所有者別状況】

平成25年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,375	—	—	5,000	8,375	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	40.30	—	—	59.70	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 837,500	8,375	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	837,500	—	—
総株主の議決権	—	8,375	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、平成23年10月27日開催の臨時株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次の通りであります。

① 平成23年10月27日開催の臨時取締役会における決議に基づくもの

決議年月日	平成23年10月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

② 平成24年12月14日開催の取締役会における決議に基づくもの

決議年月日	平成24年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役9名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 ①新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退任による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役8名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識しておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実を図るとともに業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は将来的に、剰余金の配当を行う方針としており、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は現在成長過程にあると考えており、内部留保を図るべく、配当を実施しておりません。

今後は、上記の配当政策についての基本方針に則り業績等を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	野口 和輝	昭和39年11月24日生	昭和58年4月 医療法人河崎会水間病院入職 昭和63年7月 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター入職 平成元年7月 医療法人渡辺病院入職 平成2年5月 泉南中央病院入職 平成3年12月 大阪府立精神医療センター入職 平成15年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現）	(注) 3	450,000
代表取締役 副社長	居宅事業 本部長	古郷 優子	昭和38年2月1日生	昭和56年4月 社会福祉法人石井記念愛染園附属愛染橋病院入職 昭和59年7月 社団法人全国社会保険協会連合会星が丘厚生年金病院入職 昭和63年8月 大阪府立精神医療センター入職 平成15年4月 当社入社 平成16年2月 監査役就任 平成17年10月 監査役辞任 平成17年11月 専務取締役就任 平成24年7月 代表取締役専務就任 平成24年12月 代表取締役副社長就任（現）	(注) 3	—
代表取締役 専務	管理 本部長	高木 三愛	昭和43年7月15日生	昭和62年4月 株式会社たけでん入社 昭和63年2月 松本林業株式会社入社 平成15年11月 株式会社三愛ジャパン設立 代表取締役社長就任 平成22年3月 当社入社 常務取締役就任 平成24年12月 代表取締役専務就任（現）	(注) 3	—
常務取締役	—	小野木 謙一	昭和50年8月24日生	平成13年4月 社会福祉法人天心会小阪病院入職 平成16年2月 当社入社 平成22年4月 デューン南大阪支店長 平成23年11月 執行役員兼居宅事業本部部长 平成24年3月 居宅事業本部西日本エリア統括部長 平成24年6月 取締役就任 平成24年8月 取締役居宅事業本部西日本統括部長 平成25年4月 取締役居宅事業本部関西・中部担当 平成25年6月 常務取締役就任（現）	(注) 3	—
取締役	—	鎌田 聖一	昭和45年9月29日生	平成5年3月 医療法人仁誠会大湫病院入職 平成12年6月 医療法人優心会創路優心病院入職 平成16年4月 特定医療法人北仁会旭山病院入職 平成21年9月 当社入社 平成22年3月 デューン西大阪所長 平成23年4月 居宅事業本部主査 平成23年6月 居宅事業本部部长 平成24年5月 居宅事業本部東日本エリア統括部長 平成24年6月 取締役就任 平成24年10月 取締役居宅事業本部東日本統括部長 平成25年4月 取締役居宅事業本部関東・東北担当 平成25年6月 取締役居宅事業本部関東担当（現）	(注) 3	—
取締役	—	安松 大輔	昭和48年9月20日生	平成10年4月 愛眼株式会社入社 平成14年4月 社会福祉法人天心会小阪病院入職 平成17年8月 当社入社 平成21年1月 居宅事業サービス事業本部主査兼デューン長居所長 平成22年3月 居宅事業サービス事業本部部长兼デューン北大阪所長 平成23年7月 執行役員兼中部・関西エリア長兼デューン京阪所長 平成24年3月 居宅事業本部部长兼デューン京阪所長 平成24年9月 居宅事業本部関西 I エリア部長兼デューン西大阪所長 平成24年12月 取締役就任 平成24年12月 取締役居宅事業本部関西 I エリア部長兼デューン西大阪所長 平成25年2月 取締役居宅事業本部関西 I エリア部長兼デューン西大阪所長 平成25年4月 取締役居宅事業本部北海道担当 平成25年6月 取締役居宅事業本部北海道・東北担当（現）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	竹島 舞	昭和56年10月11日生	平成17年4月 財団法人信貴山病院ハートランドしぎさん入職 平成20年8月 当社入社 平成21年8月 デューン所長 平成22年4月 居宅事業サービス事業本部主査兼デューン所長 平成23年7月 執行役員兼中部・関西エリア長兼デューン北大阪所長 平成24年3月 居宅事業本部部長兼デューン北大阪所長 平成24年8月 居宅事業本部中国・関西IIエリア部長 平成24年12月 取締役就任 平成24年12月 取締役居宅事業本部中国・関西IIエリア部長 平成25年2月 取締役居宅事業本部中国エリア部長兼デューン広島所長 平成25年4月 取締役居宅事業本部中国担当(現)	(注) 3	—
取締役	—	吉岡 清孝	昭和44年4月21日生	昭和63年4月 西日本鉄道株式会社入社 平成2年11月 マツダ株式会社入社 平成3年2月 済世会河野病院入職 平成4年1月 緑心会福岡保養院入職 平成16年8月 鷹の会たなか病院入職 平成23年12月 当社入社 平成23年12月 デューン久留米所長 平成24年6月 居宅事業本部九州Iエリア部長 平成24年12月 取締役就任 平成24年12月 取締役居宅事業本部九州エリア部長 平成25年2月 取締役居宅事業本部九州エリア部長兼九州南ブロック長 平成25年4月 取締役居宅事業本部九州担当(現)	(注) 3	—
取締役	—	谷岡 博	昭和19年11月16日生	昭和38年4月 株式会社吉田組入社 昭和39年10月 枚方市役所入所 昭和43年5月 藤原技研株式会社入社 昭和47年6月 株式会社サンエース 代表取締役社長就任 平成20年3月 当社取締役就任(現) 平成23年9月 株式会社サンエース 代表取締役会長就任(現)	(注) 1、 3	—
常勤監査役	—	平田 精作	昭和15年7月30日生	昭和38年4月 山田守建築事務所(現 株式会社山田総合設計)入社 昭和55年9月 株式会社大阪山田守建築事務所(現 株式会社山田総合設計)取締役就任 平成21年7月 当社入社 顧問就任 平成23年1月 監査役就任(現)	(注) 4	—
監査役	—	前野 博	昭和27年6月25日生	昭和50年4月 大阪国税局入庁 平成11年7月 前野博税理士事務所開設(現) 平成22年2月 当社監査役就任(現)	(注) 2、 4	—
監査役	—	大野 芳弘	昭和22年5月15日生	昭和45年4月 有限会社南光商会入社 昭和51年9月 司法書士大野芳弘事務所開設(現) 平成24年4月 当社監査役就任(現)	(注) 2、 4	—
計						450,000

- (注) 1 取締役谷岡博は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役前野博及び大野芳弘は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成25年6月17日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役平田精作、前野博、大野芳弘の任期は、平成25年6月17日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業理念「私たちは、地域社会における在宅医療サービスを通じて、安全・安心・快適な生活環境を創造し、人々のライフプランに貢献します。」に基づき、利用者をはじめ、社会に貢献するサービスを提供することで、当社に関わるあらゆる方々からの信頼を得ることが重要であると認識しております。この認識のもと、当社内ではそれぞれがそれぞれの求められる役割を理解し、法令遵守のもと正確かつ迅速に、適正かつ効率的に経営活動に取り組めるようコーポレート・ガバナンス体制を構築し、強化に取り組んでおります。

① 会社の機関の内容

イ 会社の機関の基本説明

当社は、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人、経営会議を置いております。また、必要ある場合には顧問弁護士、監査法人他しかるべき方々に意見を求めております。

・取締役会

取締役会は取締役9名、内社外取締役1名により構成され、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。これにより、社外の斬新な意見を取り入れた、より広い視野に基づいた経営意思決定と、社外からの経営監視を可能とする体制となっており、ガバナンス強化に取り組んでおります。

・監査役会

当社においては、監査役設置会社の形態を採用し、監査役3名による監査役協議会を設置し運営してまいりましたが、平成25年6月17日に開催した臨時株主総会において、常勤監査役1名及び社外監査役2名を選任し、3人体制により構成される監査役会を設置しております。監査役会は従来の監査役協議会同様、原則毎月1回、また、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。

なお、社外監査役には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係の無い者を選任しております。監査役は、取締役会に出席し、各取締役の業務執行状況を監査するとともに、適切な提言・助言を行っております。

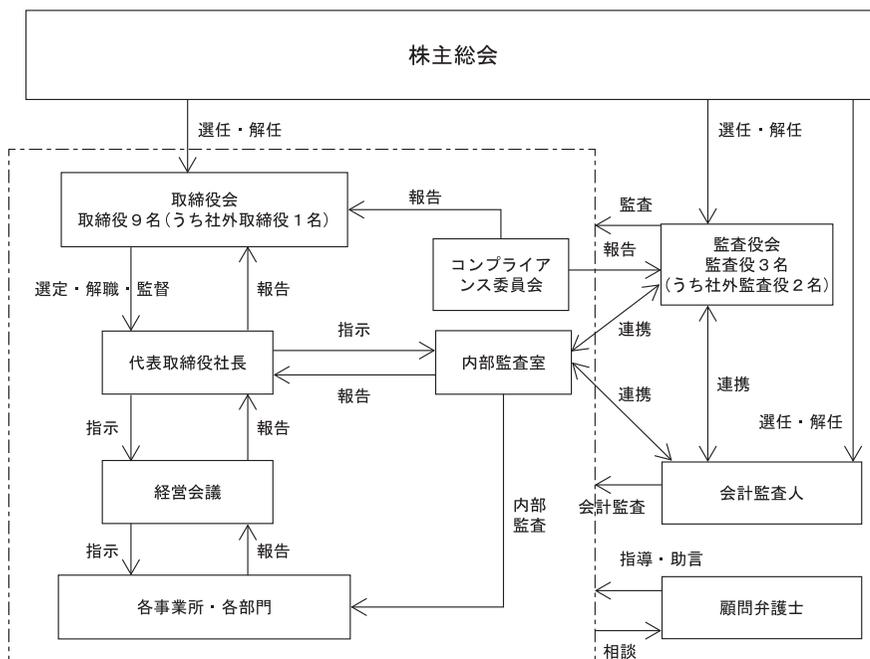
・会計監査人

会計監査人は監査役会及び内部監査室と連携を密にして、実効性のある会計監査を行っております。

・経営会議

経営会議は毎月1回開催し、取締役、監査役、各部門長及び代表取締役が指名する者で構成され、経営方針や経営戦略など当社の経営に関する重要事項の審議を行っております。特に重要な案件については、経営会議で予め十分な審議を行ったうえで取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保を図っております。

ロ 会社の機関・内部統制の関係図



② 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（内部統制システム）の整備に向けて、平成24年4月16日の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、体制整備を行っております。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制の構築を図ることを前提に、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」を整備・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるコンプライアンス体制の確立、浸透、定着という目的のため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置・開催しております。また、不測の事態における、連絡経路や責任者を選任するほか、必要に応じて顧問弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家の助言を仰ぐなどリスク回避に鋭意努めております。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室室長として人員1名を配置しております。

内部監査室は、当社の定める「内部監査規程」に基づき、当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び各規程集の準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。

監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう、勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、株主総会や取締役会、その他重要な会議に参加する他、内部監査への立会い及び会計監査人との意見交換や監査結果の聴取等実施し、監査の充実を図っております。また月1回、必要ある場合は随時開催される監査役会で協議及び情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図っております。

⑤ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、監査を受けており、平成25年6月17日開催の臨時株主総会において、同監査法人を会計監査人に選任いたしました。また、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき財務諸表に関する監査を受けております。当事業年度において業務を執行した公認会計士は寺田勝基氏、辻内章氏、中川雅晴氏であり、継続監査年数が7年を超える者はありません。なお、会計監査に係る補助者は公認会計士5名であります。

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。社外取締役の谷岡博は、会社経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、社外の第三者の立場で監視と提言を行っております。

社外監査役の前野博は税理士として当社の財務・会計に関する知見及び経験を有していること、また、社内経営陣と独立した関係にあることから、経営者から独立した立場で監査を行っております。社外監査役の大野芳弘は司法書士としての専門的見地から、経営者から独立した立場で監査を行っております。

当社は、社外取締役には高い見識に基づく客観的な視点で取締役会への助言及び各取締役の業務執行の監督を行う役割を期待しており、社外監査役には取締役会へ出席し、取締役の業務執行を客観的な立場から監査するとともに、公正な視点での意見の形成・表明を行う役割を期待しております。なお、当社は社外取締役の谷岡博に対し新株予約権を9,500株付与しておりますが、当社株式は所有しておらず、その他利害関係はありません。その他、谷岡氏が現在業務執行取締役を務める法人（株式会社サンエース）が所有する不動産を賃借する取引が存在しますが、その賃料につきましては周辺相場を勘案して決定しており、同氏との間に特別な利害関係は存在しません。社外監査役の前野博及び大野芳弘との間に特別な利害関係はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は17名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役等の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行う事を目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行う事を目的とするものであります。

⑩ 責任限定契約の内容の概況

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑫ 役員報酬の内容

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の総数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	171,710	171,710	—	—	—	8
監査役 (社外監査役を除く。)	2,400	2,400	—	—	—	1
社外役員	5,600	5,600	—	—	—	4

(注) スtockオプションとしての費用計上はありませんが、当社取締役8名にストックオプションとして新株予約権を付与しております。なお、平成25年6月17日開催の臨時株主総会において取締役の報酬を年額300,000千円以下と決議いただいております。

(2) 監査報酬の内容等

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
3,500	3,500	6,000	1,200

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、株式公開に関するアドバイザー業務に対するものであります。

当事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、株式公開に関するアドバイザー業務に対するものであります。

④【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、当社及び監査公認会計士等の両方で協議の上報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)及び当事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成していません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催する各種セミナーへの参加や財務会計の専門書の購読等積極的な情報収集活動を行っております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	194,616	224,597
売掛金	※1 136,012	※1 248,882
貯蔵品	2,795	639
前払費用	16,745	16,782
その他	4,149	1,587
貸倒引当金	△74	△131
流動資産合計	354,245	492,358
固定資産		
有形固定資産		
建物	112,240	113,859
減価償却累計額	△13,914	△19,655
建物（純額）	※1 98,325	※1 94,203
構築物	1,088	—
減価償却累計額	△115	—
構築物（純額）	973	—
車両運搬具	46,605	56,668
減価償却累計額	△19,616	△25,151
車両運搬具（純額）	26,988	31,516
工具、器具及び備品	32,460	35,841
減価償却累計額	△3,017	△7,525
工具、器具及び備品（純額）	29,443	28,315
土地	※1 60,781	※1 60,781
リース資産	62,885	81,410
減価償却累計額	△14,652	△28,837
リース資産（純額）	48,232	52,572
有形固定資産合計	264,744	267,389
無形固定資産		
商標権	3,103	2,779
ソフトウェア	2,333	3,030
ソフトウェア仮勘定	—	23,000
リース資産	1,081	540
無形固定資産合計	6,517	29,350
投資その他の資産		
出資金	60	60
従業員に対する長期貸付金	—	951
長期前払費用	4,752	4,813
差入保証金	49,601	53,972
その他	3,888	4,451
投資その他の資産合計	58,302	64,249
固定資産合計	329,564	360,989
資産合計	683,809	853,348

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	133	—
短期借入金	—	※1, ※2 410,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 27,828	※1 21,248
リース債務	12,722	16,047
未払金	62,358	77,652
未払費用	1,409	3,316
未払法人税等	2,794	10,094
前受金	479	680
預り金	16,066	20,574
賞与引当金	3,689	—
その他	107	422
流動負債合計	127,587	560,037
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	435,000	165,000
長期借入金	※1 76,128	※1 54,880
リース債務	39,377	41,583
退職給付引当金	2,119	650
その他	—	2,608
固定負債合計	552,624	264,721
負債合計	680,212	824,758
純資産の部		
株主資本		
資本金	97,500	232,500
資本剰余金		
資本準備金	67,500	202,500
資本剰余金合計	67,500	202,500
利益剰余金		
利益準備金	200	200
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△161,602	△406,610
利益剰余金合計	△161,402	△406,410
株主資本合計	3,597	28,589
純資産合計	3,597	28,589
負債純資産合計	683,809	853,348

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間 (平成25年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	203,224
売掛金	255,371
貯蔵品	611
その他	21,740
貸倒引当金	△135
流動資産合計	480,812
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	89,305
その他（純額）	168,758
有形固定資産合計	258,063
無形固定資産	34,195
投資その他の資産	67,495
固定資産合計	359,754
資産合計	840,567
負債の部	
流動負債	
短期借入金	390,000
未払金	86,865
未払法人税等	4,968
その他	54,192
流動負債合計	536,026
固定負債	
転換社債型新株予約権付社債	165,000
長期借入金	51,706
退職給付引当金	955
その他	43,088
固定負債合計	260,749
負債合計	796,775
純資産の部	
株主資本	
資本金	232,500
資本剰余金	202,500
利益剰余金	△391,208
株主資本合計	43,791
純資産合計	43,791
負債純資産合計	840,567

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	899,451	1,128,827
売上原価	708,368	871,075
売上総利益	191,082	257,751
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	18,165	16,050
貸倒引当金繰入額	74	59
役員報酬	113,508	179,710
給料及び手当	30,820	50,470
賞与引当金繰入額	437	—
退職給付費用	—	448
旅費及び交通費	11,676	15,699
交際費	33,537	32,810
支払手数料	38,000	45,752
地代家賃	2,558	30,070
減価償却費	12,053	13,733
その他	65,193	97,586
販売費及び一般管理費合計	326,025	482,391
営業損失(△)	△134,943	△224,639
営業外収益		
受取利息	114	43
受取配当金	2	2
受取手数料	296	798
還付加算金	222	—
補助金等収入	—	3,820
その他	89	318
営業外収益合計	725	4,982
営業外費用		
支払利息	8,715	7,938
社債利息	2,265	8,194
その他	2,691	1,596
営業外費用合計	13,672	17,728
経常損失(△)	△147,890	△237,385
特別利益		
固定資産売却益	—	※1 22
特別利益合計	—	22
特別損失		
固定資産除却損	※2 5,131	※2 936
保険解約損	564	—
過年度退職給付費用	752	—
特別損失合計	6,447	936
税引前当期純損失(△)	△154,338	△238,300
法人税、住民税及び事業税	2,794	6,707
法人税等合計	2,794	6,707
当期純損失(△)	△157,132	△245,007

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 土地原価		187,789	26.5	—	—
II 建物原価		46,306	6.5	—	—
III 労務費		304,291	43.0	622,934	71.5
IV 外注費		11,844	1.7	—	—
V 経費	※1	158,136	22.3	248,141	28.5
当期売上原価		708,368	100.0	871,075	100.0

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	33,727	103,188
減価償却費	11,921	23,187
旅費及び交通費	19,195	19,263
通信費	9,080	19,025
車両費	7,433	15,893

【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
売上高	374,359
売上原価	237,801
売上総利益	136,557
販売費及び一般管理費	111,360
営業利益	25,196
営業外収益	
受取利息	48
受取手数料	67
営業外収益合計	115
営業外費用	
支払利息	3,470
その他	76
営業外費用合計	3,547
経常利益	21,764
特別損失	
固定資産除却損	3,454
特別損失合計	3,454
税引前四半期純利益	18,310
法人税、住民税及び事業税	3,108
法人税等合計	3,108
四半期純利益	15,202

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	67,500	97,500
当期変動額		
新株の発行	30,000	135,000
当期変動額合計	30,000	135,000
当期末残高	97,500	232,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	37,500	67,500
当期変動額		
新株の発行	30,000	135,000
当期変動額合計	30,000	135,000
当期末残高	67,500	202,500
資本剰余金合計		
当期首残高	37,500	67,500
当期変動額		
新株の発行	30,000	135,000
当期変動額合計	30,000	135,000
当期末残高	67,500	202,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	200	200
当期末残高	200	200
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△4,469	△161,602
当期変動額		
当期純損失(△)	△157,132	△245,007
当期変動額合計	△157,132	△245,007
当期末残高	△161,602	△406,610
利益剰余金合計		
当期首残高	△4,269	△161,402
当期変動額		
当期純損失(△)	△157,132	△245,007
当期変動額合計	△157,132	△245,007
当期末残高	△161,402	△406,410
株主資本合計		
当期首残高	100,730	3,597
当期変動額		
新株の発行	60,000	270,000
当期純損失(△)	△157,132	△245,007
当期変動額合計	△97,132	24,992
当期末残高	3,597	28,589

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
純資産合計		
当期首残高	100,730	3,597
当期変動額		
新株の発行	60,000	270,000
当期純損失(△)	△157,132	△245,007
当期変動額合計	△97,132	24,992
当期末残高	3,597	28,589

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△154,338	△238,300
減価償却費	23,975	36,920
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	74	57
受取利息及び受取配当金	△116	△45
支払利息及び社債利息	10,981	16,132
固定資産売却損益 (△は益)	—	△22
固定資産除却損	5,131	936
売上債権の増減額 (△は増加)	△48,381	△112,870
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	189,593	—
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,795	2,155
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,707	△133
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,951	△3,689
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,119	△1,468
未払金の増減額 (△は減少)	25,386	15,294
預り金の増減額 (△は減少)	7,543	4,507
その他	△27,167	10,718
小計	33,247	△269,806
利息及び配当金の受取額	116	45
利息の支払額	△10,241	△16,182
法人税等の支払額	△3,326	△2,799
法人税等の還付額	16,202	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	35,999	△288,742
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△41,200	△26,200
有形固定資産の取得による支出	△73,282	△20,318
有形固定資産の売却による収入	—	550
無形固定資産の取得による支出	△5,516	△24,600
貸付金の回収による収入	39,139	—
差入保証金の差入による支出	△48,153	△7,035
差入保証金の回収による収入	273	2,270
その他	△520	△1,321
投資活動によるキャッシュ・フロー	△129,259	△76,655
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△20,000	410,000
長期借入れによる収入	20,000	—
長期借入金の返済による支出	△279,300	△27,828
リース債務の返済による支出	△6,300	△12,993
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	360,000	—
株式の発行による収入	60,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	134,399	369,178
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	41,138	3,781
現金及び現金同等物の期首残高	112,077	153,216
現金及び現金同等物の期末残高	※1 153,216	※1 156,997

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1 たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。	貯蔵品 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8～50年 車両運搬具 3～6年 工具、器具及び備品 3～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く)定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 商標権 10年 また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 (4) 長期前払費用 均等償却によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左 (4) 長期前払費用 同左
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社は、当事業年度から退職一時金制度を採用したため、退職給付引当金を計上することといたしました。</p> <p>当事業年度に係る退職給付費用1,366千円を売上原価に計上した結果、売上総利益は同額減少し、営業損失、経常損失は同額増加しております。また過年度に係る退職給付費用752千円を特別損失に計上した結果、税引前当期純損失は2,119千円増加しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。</p>
4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなることとしております。	同左
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、消費税等の会計処理は税込方式を採用していましたが、当事業年度より消費税等の課税事業者となり、税抜方式に変更しております。</p> <p>この変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、売上高は3,586千円減少、売上総利益は3,917千円減少、営業損失は4,340千円増加、経常損失は4,360千円増加、税引前当期純損失は4,360千円増加しております。</p>	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>	該当事項はありません。

【表示方法の変更】

<p>前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)</p>
<p>(損益計算書関係)</p> <p>下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項により、翌事業年度における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。</p> <p>1 当事業年度まで「売上高」については「居宅事業売上高」と「不動産事業売上高」に、「売上原価」については「居宅事業売上原価」と「不動産事業売上原価」にそれぞれ区分して表示していましたが、翌事業年度において不動産事業売上高及び不動産事業売上原価が発生しなくなったことから、翌事業年度より「売上高」及び「売上原価」として一括表示しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>また、当該区分変更により売上原価明細書についても当事業年度まで「居宅事業売上原価明細書」及び「不動産事業売上原価明細書」により作成していたものを、翌事業年度より「売上原価明細書」として一括して作成しております。この変更を反映させるため、当事業年度の売上原価明細書についても「居宅事業売上原価明細書」及び「不動産事業売上原価明細書」により作成していたものを「売上原価明細書」として一括して作成しております。</p> <p>この結果、当事業年度の損益計算書において、区分表示していた「居宅事業売上高」644,072千円及び「不動産事業売上高」255,378千円は「売上高」899,451千円として、「居宅事業売上原価」441,467千円及び「不動産事業売上原価」266,900千円は「売上原価」708,368千円として組替えております。</p> <p>2 当事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払保証料」は翌事業年度において金額的重要性が乏しくなったため、翌事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、当事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払保証料」に表示していた1,944千円は、「営業外費用」の「その他」として組替えております。</p>	<p>(損益計算書関係)</p> <p>1 前事業年度まで「売上高」については「居宅事業売上高」と「不動産事業売上高」に、「売上原価」については「居宅事業売上原価」と「不動産事業売上原価」にそれぞれ区分して表示していましたが、不動産事業売上高及び不動産事業売上原価が発生しなくなったことから、当事業年度より「売上高」及び「売上原価」として一括表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>また、当該区分変更により売上原価明細書についても前事業年度まで「居宅事業売上原価明細書」及び「不動産事業売上原価明細書」により作成していたものを、当事業年度より「売上原価明細書」として一括して作成しております。この変更を反映させるため、前事業年度の売上原価明細書についても「居宅事業売上原価明細書」及び「不動産事業売上原価明細書」により作成していたものを「売上原価明細書」として一括して作成しております。</p> <p>この結果、前事業年度の損益計算書において、区分表示していた「居宅事業売上高」644,072千円及び「不動産事業売上高」255,378千円は「売上高」899,451千円として、「居宅事業売上原価」441,467千円及び「不動産事業売上原価」266,900千円は「売上原価」708,368千円として組替えております。</p> <p>2 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払保証料」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。</p> <p>この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「支払保証料」に表示していた1,944千円は、「営業外費用」の「その他」として組替えております。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
該当事項はありません。	<p>1 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p> <p>2 (財務制限条項) 借入金のうち、短期借入金300,000千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。</p> <p>①平成24年12月期以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比100%以上に維持すること。</p> <p>②平成24年12月期以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失とならないようにすること。</p> <p>③平成24年12月期以降の決算期の末日における単体の貸借対照表上の転換社債型新株予約権付社債の残高を435百万円(但し、新株予約権が行使された場合には435百万円から行使された金額を控除するものとします。)以上に維持すること。</p> <p>なお、当事業年度末において上記財務制限条項のうち、②に抵触しておりますが、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)																												
<p>※1 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">113,210千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">66,756千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">60,781千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">240,747千円</td> </tr> </table> <p>上記については、1年内返済予定の長期借入金27,828千円、長期借入金76,128千円の担保に供しております。</p> <p>※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">180,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">一千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">180,000千円</td> </tr> </table>	売掛金	113,210千円	建物	66,756千円	土地	60,781千円	合計	240,747千円	当座貸越極度額	180,000千円	借入実行残高	一千円	差引額	180,000千円	<p>※1 担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">199,100千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">63,616千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">60,781千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">323,498千円</td> </tr> </table> <p>上記については、短期借入金380,000千円、1年内返済予定の長期借入金21,248千円、長期借入金54,880千円の担保に供しております。</p> <p>※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">330,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">330,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">一千円</td> </tr> </table>	売掛金	199,100千円	建物	63,616千円	土地	60,781千円	合計	323,498千円	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	330,000千円	借入実行残高	330,000千円	差引額	一千円
売掛金	113,210千円																												
建物	66,756千円																												
土地	60,781千円																												
合計	240,747千円																												
当座貸越極度額	180,000千円																												
借入実行残高	一千円																												
差引額	180,000千円																												
売掛金	199,100千円																												
建物	63,616千円																												
土地	60,781千円																												
合計	323,498千円																												
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	330,000千円																												
借入実行残高	330,000千円																												
差引額	一千円																												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
※1	※1 固定資産売却益の内訳は次の通りであります。 車両運搬具 22千円
※2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 建物 5,131千円	※2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。 構築物 936千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,125	100	—	1,225

(変動事由の概要)

第三者割当による新株の発行による増加 100株

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
			当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	125	—	—	125	—
	第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	普通株式	—	600	—	600	—
	平成23年ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			125	600	—	725	—

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2 平成23年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(変動事由の概要)

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の増加は、発行によるものです。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,225	450	—	1,675

(変動事由の概要)

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加 450株

2 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	125	—	—	125	—
	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	600	—	450	150	—
	平成23年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
	平成24年ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計			725	—	450	275	—

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

2 平成23年ストック・オプションとしての新株予約権及び平成24年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

(変動事由の概要)

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は、権利行使によるものであります。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)																						
<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成23年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">194,616千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△41,400千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">153,216千円</td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容</p>	現金及び預金勘定	194,616千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△41,400千円		153,216千円	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成24年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">224,597千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△67,600千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">156,997千円</td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">新株予約権の行使</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による 資本金増加額</td> <td style="text-align: right;">135,000千円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の行使による 資本準備金増加額</td> <td style="text-align: right;">135,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">270,000千円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権付社債減少額</td> <td></td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	224,597千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△67,600千円		156,997千円	新株予約権の行使		新株予約権の行使による 資本金増加額	135,000千円	新株予約権の行使による 資本準備金増加額	135,000千円		270,000千円	新株予約権付社債減少額	
現金及び預金勘定	194,616千円																						
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△41,400千円																						
	153,216千円																						
現金及び預金勘定	224,597千円																						
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	△67,600千円																						
	156,997千円																						
新株予約権の行使																							
新株予約権の行使による 資本金増加額	135,000千円																						
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	135,000千円																						
	270,000千円																						
新株予約権付社債減少額																							

(リース取引関係)

前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">主として、居宅事業における車両運搬具であります。</p> <p>(イ)無形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">同左</p> <p>(イ)無形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">同左</p>

(金融商品関係)

前事業年度(平成23年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入や社債発行により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で9年6ヶ月後であります。借入金の一部及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照下さい。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	194,616	194,616	—
(2) 売掛金	136,012	136,012	—
資産計	330,628	330,628	—
(1) 買掛金	133	133	—
(2) 未払金	62,358	62,358	—
(3) 未払法人税等	2,794	2,794	—
(4) 預り金	16,066	16,066	—
(5) 転換社債型新株予約権付社債	435,000	435,000	—
(6) 長期借入金(※)	103,956	104,243	287
(7) リース債務(※)	52,099	52,631	531
負債計	672,408	673,226	818

(※) 長期借入金及びリース債務には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、市場価格がなく、変動金利によるものであることから、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
差入保証金	49,601

貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	194,616	—	—	—
売掛金	136,012	—	—	—
合計	330,628	—	—	—

差入保証金については、償還予定時期を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
転換社債型新株予約権付社債	—	—	—	75,000	360,000	—
長期借入金	27,828	21,248	11,268	11,280	6,984	25,348
リース債務	12,722	12,659	11,719	9,830	5,167	—
合計	40,550	33,907	22,987	96,110	372,151	25,348

当事業年度(平成24年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入や社債発行により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

営業債務である未払金等は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で8年6ヶ月後であります。借入金の一部及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年後であります。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき、財務経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照下さい。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	224,597	224,597	—
(2) 売掛金	248,882	248,882	—
資産計	473,480	473,480	—
(1) 短期借入金	410,000	410,000	—
(2) 未払金	77,652	77,652	—
(3) 未払法人税等	10,094	10,094	—
(4) 預り金	20,574	20,574	—
(5) 転換社債型新株予約権付社債	165,000	165,000	—
(6) 長期借入金(※)	76,128	76,606	478
(7) リース債務(※)	57,631	58,360	728
負債計	817,080	818,287	1,207

(※) 長期借入金及びリース債務には、1年以内に期限の到来する金額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は、市場価格がなく、変動金利によるものであることから、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
差入保証金	53,972

貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	224,597	—	—	—
売掛金	248,882	—	—	—
合計	473,480	—	—	—

差入保証金については、償還予定時期を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注4) 社債、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	21,248	11,268	11,280	6,984	6,984	18,364

社債及びリース債務は返済期間が5年以内のため、附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(平成23年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(平成24年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を 採用しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 <u>2,119千円</u> 退職給付引当金 <u>2,119千円</u>	2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 <u>650千円</u> 退職給付引当金 <u>650千円</u> なお、当事業年度末時点の確定債務2,608千円は、 固定負債の「その他」(長期未払金)に計上しており ます。
3 退職給付費用に関する事項 勤務費用 <u>2,119千円</u> 退職給付費用 <u>2,119千円</u> (注) 簡便法を採用しております。	3 退職給付費用に関する事項 勤務費用 <u>1,247千円</u> 退職給付費用 <u>1,247千円</u> (注) 簡便法を採用しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 費用計上額及び科目名

売上原価 一千円

販売費及び一般管理費 一千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成23年10月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 61株
付与日	平成23年12月15日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任または定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年10月28日 至 平成33年10月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成23年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

決議年月日	平成23年10月27日
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	61
失効	—
権利確定	—
未確定残	61
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	平成23年10月27日
権利行使価格 (円)	700,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 費用計上額及び科目名

売上原価	一千円
販売費及び一般管理費	一千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成23年10月27日	平成24年12月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 61株	普通株式 40株
付与日	平成23年12月15日	平成24年12月14日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任または定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権者が任期満了により退任または定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年10月28日 至 平成33年10月27日	自 平成26年12月15日 至 平成34年12月14日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成24年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成23年10月27日	平成24年12月14日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	61	—
付与	—	40
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	61	40
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

決議年月日		平成23年10月27日	平成24年12月14日
権利行使価格	(円)	700,000	700,000
行使時平均株価	(円)	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- (2) 当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>賞与引当金 1,539</p> <p>未払費用 300</p> <p>小計 1,839</p> <p>評価性引当額 <u>△1,839</u></p> <p>計 <u>—</u></p> <p>固定資産</p> <p>減価償却費超過額 90</p> <p>退職給付引当金 779</p> <p>繰越欠損金 45,809</p> <p>その他 12</p> <p>小計 46,691</p> <p>評価性引当額 <u>△46,691</u></p> <p>計 <u>—</u></p> <p>繰延税金資産合計 <u>—</u></p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上しているため、記載していません。</p> <p>3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等の解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <p>平成24年12月31日まで 41.7%</p> <p>平成25年1月1日から 平成27年12月31日まで 39.1%</p> <p>平成28年1月1日以降 36.8%</p> <p>なお、この変更による影響額はありません。</p>	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>流動資産</p> <p>貸倒引当金 2</p> <p>未払費用 1,023</p> <p>小計 1,026</p> <p>評価性引当額 <u>△1,026</u></p> <p>計 <u>—</u></p> <p>固定資産</p> <p>減価償却費超過額 87</p> <p>退職給付引当金 231</p> <p>繰越欠損金 120,429</p> <p>その他 1,080</p> <p>小計 121,828</p> <p>評価性引当額 <u>△121,828</u></p> <p>計 <u>—</u></p> <p>繰延税金資産合計 <u>—</u></p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 同左</p> <p>3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 当事業年度中に資本金が1億円超となり、外形標準課税が適用されることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等の解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <p>平成25年1月1日から 38.0%</p> <p>平成27年12月31日まで 平成28年1月1日以降 35.6%</p> <p>なお、この変更による影響額はありません。</p>

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社は、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、訪問看護事業、訪問介護事業、賃貸事業及び不動産事業の運営を行っております。従って、当社はこれらの事業に製品・サービスを販売する市場及び顧客の種類等を加味して構成した「居宅事業」及び「不動産事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

居宅事業：訪問看護・訪問介護・賃貸事業を行っております。

不動産事業：土地・建物の購入販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	居宅事業	不動産事業			
売上高					
外部顧客への売上高	644,072	255,378	899,451	—	899,451
計	644,072	255,378	899,451	—	899,451
セグメント利益又は 損失(△)	202,604	△11,522	191,082	△326,025	△134,943
その他の項目(注) 3 減価償却費	11,921	—	11,921	12,053	23,975

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△326,025千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 資産及び負債は、事業セグメントに配分していないため記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当事業年度より当社は、居宅事業の単一セグメントとなったため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	284,948	居宅事業
大阪府国民健康保険団体連合会	221,002	居宅事業
ファースト住建(株)	135,850	不動産事業

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
社会保険診療報酬支払基金大阪支部	335,552
大阪府国民健康保険団体連合会	203,733

(注) 当社は、単一セグメントであるためセグメントごとに記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	野口和輝	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 73.4	債務被保証	当社銀行借入金に対する債務被保証(注)1	103,956	—	—
							リース取引に対する債務被保証(注)2	41,298	—	—

上記取引の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は銀行借入に対し代表取締役社長野口和輝から連帯保証を受けておりますが、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。
- 2 当社はリース取引に対し代表取締役社長野口和輝から連帯保証を受けておりますが、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。
- 3 債務保証については、平成25年5月末日までに全て解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	野口和輝	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 53.7	債務被保証	当社銀行借入金に対する債務被保証(注)1	486,128	—	—
							リース取引に対する債務被保証(注)2	31,122	—	—
役員の前親者が議決権の過半数を所有している会社(注)3	㈱eWeLL	大阪市中央区	8,000	システム開発等	—	システム開発業務の委託	システム開発業務の委託(注)4	25,604	ソフトウェア仮勘定	23,000
									前払費用	1,102

上記取引の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は銀行借入に対し代表取締役社長野口和輝から連帯保証を受けておりますが、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。
- 2 当社はリース取引に対し代表取締役社長野口和輝から連帯保証を受けておりますが、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。
- 3 当社社外取締役役谷岡博の近親者が議決権の100%を直接保有しております。
- 4 取引価格については、㈱eWeLL以外からも複数の見積もりを入手し、双方協議のうえ決定しております。
- 5 債務保証については、平成25年5月末日までに全て解消しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)	
1株当たり純資産額	5円87銭	1株当たり純資産額	34円14銭
1株当たり当期純損失金額	277円13銭	1株当たり当期純損失金額	399円69銭

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 当社は、平成25年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月17日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成24年12月期における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

平成24年1月1日に開始する事業年度(翌事業年度)より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	2,936円68銭
1株当たり当期純損失金額	138,565円09銭

当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりです。

1株当たり純資産額	2,936円68銭
1株当たり当期純損失金額	138,565円09銭

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
当期純損失(千円)	157,132	245,007
普通株式に係る当期純損失(千円)	157,132	245,007
普通株式の期中平均株式数(株)	567,000	613,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権の種類3種類 (新株予約権の個数 98個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権の種類4種類 (新株予約権の個数 129個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (平成23年12月31日)	当事業年度末 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,597	28,589
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,597	28,589
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	612,500	837,500

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1. 株式分割

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月17日付をもって株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の採用の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げること、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成25年5月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき500株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数	1,675株
今回の分割により増加した株式数	835,825株
分割後の発行済株式総数	837,500株

③ 分割の効力発生日

平成25年6月17日

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債の買入償還

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月16日に当社転換社債型新株予約権付社債(以下、「本社債」という。)を買入償還いたしました。

(1) 償還銘柄及び償還額

- ① 償還銘柄 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
償還額 75,000千円
- ② 償還銘柄 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
償還額 90,000千円

(2) 買入償還日

平成25年5月16日

(3) 償還のための資金調達の方法

銀行借入により充当いたしました。

(4) 買入償還事由

本社債には買入償還が可能な条項(社債要項第1条(8)②)が付されており、将来の株主価値の希薄化を抑制することを検討した結果、本社債の全額を買入償還することといたしました。

(5) 社債の償還による支払利息の減少見込額

1,564千円

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)
(財務制限条項) 借入金のうち、短期借入金300,000千円について財務制限条項がついており、当該条項は以下のとおりであります。
①平成24年12月期以降の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比100%以上に維持すること。
②平成24年12月期以降の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
③平成24年12月期以降の決算期の末日における単体の貸借対照表上の転換社債型新株予約権付社債の残高を435百万円（但し、新株予約権が行使された場合には435百万円から行使された金額を控除するものとします。）以上に維持すること。
なお、前事業年度末において上記財務制限条項のうち、②に抵触しておりますが、当該条項に基づく期限の利益喪失に係る請求をしない旨、貸付人より同意を得ております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)
減価償却費 9,997千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、居宅事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	18円15銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	15,202
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	15,202
普通株式の期中平均株式数(株)	837,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 2 当社は、平成25年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月17日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式分割

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年6月17日付をもって株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の採用の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げること、株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成25年5月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき500株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

分割前の発行済株式総数	1,675株
今回の分割により増加した株式数	835,825株
分割後の発行済株式総数	837,500株

③ 分割の効力発生日

平成25年6月17日

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

2. 転換社債型新株予約権付社債の買入償還

当社は、平成25年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年5月16日に当社転換社債型新株予約権付社債(以下、「本社債」という。)を買入償還いたしました。

(1) 償還銘柄及び償還額

① 償還銘柄 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

償還額 75,000千円

② 償還銘柄 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

償還額 90,000千円

(2) 買入償還日

平成25年5月16日

(3) 償還のための資金調達の方法

銀行借入により充当いたしました。

(4) 買入償還事由

本社債には買入償還が可能な条項(社債要項第1条(8)②)が付されており、将来の株主価値の希薄化を抑制することを検討した結果、本社債の全額を買入償還することといたしました。

(5) 社債の償還による支払利息の減少見込額

1,564千円

⑤ 【附属明細表】（平成24年12月31日現在）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	112,240	1,619	—	113,859	19,655	5,740	94,203
構築物	1,088	—	1,088	—	—	36	—
車両運搬具	46,605	15,318	5,256	56,668	25,151	10,289	31,516
工具、器具及び備品	32,460	3,380	—	35,841	7,525	4,508	28,315
土地	60,781	—	—	60,781	—	—	60,781
リース資産	62,885	18,524	—	81,410	28,837	14,184	52,572
有形固定資産計	316,061	38,843	6,344	348,559	81,169	34,759	267,389
無形固定資産							
商標権	3,238	—	—	3,238	458	323	2,779
ソフトウェア	2,916	1,600	—	4,516	1,486	903	3,030
ソフトウェア仮勘定	—	23,000	—	23,000	—	—	23,000
リース資産	2,702	—	—	2,702	2,161	540	540
無形固定資産計	8,856	24,600	—	33,456	4,106	1,767	29,350
長期前払費用	4,752	5,639	4,192	6,199	—	1,385	4,813

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

資産の種類	内容及び金額	
車両運搬具	軽自動車購入 14,875千円	原動機付自転車購入 443千円
リース資産	軽自動車リース 16,122千円	普通自動車リース 2,402千円
ソフトウェア仮勘定	基幹システム 23,000千円	

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成22年12月17日	75,000	75,000	1.75	無担保社債	平成27年12月17日
第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成23年11月28日	360,000	90,000	1.75	無担保社債	平成28年11月28日
合計	—	435,000	165,000	—	—	—

(注) 1 転換社債型新株予約権付社債の内容

	第1回	第2回
銘柄	無担保転換社債型 新株予約権付社債	無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償	無償
株式の発行価格(円)	600,000	600,000
株式の発行価額の総額(円)	75,000,000	360,000,000
新株予約権の行使により発行した 株式の発行価額の総額(円)	—	270,000,000
新株予約権の付与割合(%)	100	100
新株予約権の行使期間	自平成22年12月18日 至平成27年12月16日	自平成23年11月28日 至平成28年11月27日
代用払込に関する事項	(注)	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	—	75,000	90,000	—

(注) 平成25年5月16日に上記転換社債型新株予約権付社債の全額を買い戻しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	410,000	1.13	—
1年以内に返済予定の長期借入金	27,828	21,248	1.79	—
1年以内に返済予定のリース債務	12,722	16,047	2.33	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	76,128	54,880	1.57	平成25年～平成32年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	39,377	41,583	2.49	平成25年～平成29年
合計	156,055	543,759	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	11,268	11,280	6,984	6,984
リース債務	15,441	13,959	9,794	2,388

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	74	131	2	72	131
賞与引当金	3,689	—	3,689	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成24年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,230
預金	
当座預金	5,250
普通預金	150,517
定期預金	65,000
定期積金	2,600
計	223,367
合計	224,597

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
社会保険診療報酬支払基金 大阪支部	59,059
大阪府国民健康保険団体連合会	34,763
社会保険診療報酬支払基金 東京支部	19,094
東京都国民健康保険団体連合会	17,741
社会保険診療報酬支払基金 福岡支部	15,431
その他	102,792
合計	248,882

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
136,012	1,129,130	1,016,260	248,882	80.3	62.4

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
事務品	291
消耗品	249
その他	98
合計	639

④ 差入保証金

区分	金額(千円)
三井不動産ビルマネジメント(株)	35,090
(株)イマジ	3,000
(株)賃貸ネット賃貸住宅サービス渋谷ギャラリー	1,500
その他	14,382
合計	53,972

⑤ 未払金

区分	金額(千円)
未払給与	55,137
城東年金事務所	10,397
オート・マネジメント・サービス(株)	1,832
その他	10,284
合計	77,652

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）の業績の概要は次のとおりであります。

なお、この業績の概要は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューは未了であり四半期レビュー報告書は受領していません。

①【四半期財務諸表】

イ【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間 (平成25年6月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	182,678
売掛金	300,426
貯蔵品	597
その他	23,018
貸倒引当金	△159
流動資産合計	506,561
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	88,039
その他(純額)	163,398
有形固定資産合計	251,437
無形固定資産	36,496
投資その他の資産	67,801
固定資産合計	355,736
資産合計	862,298
負債の部	
流動負債	
短期借入金	545,000
未払金	88,614
未払法人税等	10,996
賞与引当金	5,387
その他	63,216
流動負債合計	713,214
固定負債	
長期借入金	41,524
退職給付引当金	1,219
その他	38,787
固定負債合計	81,531
負債合計	794,745
純資産の部	
株主資本	
資本金	232,500
資本剰余金	202,500
利益剰余金	△367,446
株主資本合計	67,553
純資産合計	67,553
負債純資産合計	862,298

ロ【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	807,456
売上原価	513,675
売上総利益	293,780
販売費及び一般管理費	236,044
営業利益	57,736
営業外収益	
受取利息	93
受取配当金	2
受取手数料	131
営業外収益合計	226
営業外費用	
支払利息	6,927
その他	712
営業外費用合計	7,639
経常利益	50,323
特別損失	
固定資産除却損	3,461
特別損失合計	3,461
税引前四半期純利益	46,861
法人税、住民税及び事業税	7,897
法人税等合計	7,897
四半期純利益	38,963

ハ【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	46,861
減価償却費	20,130
貸倒引当金の増減額(△は減少)	27
受取利息及び受取配当金	△95
支払利息	6,927
固定資産除却損	3,461
売上債権の増減額(△は増加)	△51,544
たな卸資産の増減額(△は増加)	42
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,387
退職給付引当金の増減額(△は減少)	569
未払金の増減額(△は減少)	10,962
預り金の増減額(△は減少)	△573
その他	813
小計	42,970
利息及び配当金の受取額	95
利息の支払額	△7,162
法人税等の支払額	△6,710
法人税等の還付額	8
営業活動によるキャッシュ・フロー	29,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△600
定期預金の払戻による収入	40,000
有形固定資産の取得による支出	△334
無形固定資産の取得による支出	△8,422
従業員に対する貸付けによる支出	△3,400
従業員に対する貸付金の回収による収入	771
差入保証金の差入による支出	△3,105
差入保証金の回収による収入	90
その他	234
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,234
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	135,000
長期借入れによる収入	45,000
長期借入金の返済による支出	△59,662
リース債務の返済による支出	△12,292
転換社債の償還による支出	△165,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,954
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,519
現金及び現金同等物の期首残高	156,997
現金及び現金同等物の四半期末残高	154,478

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
株券の種類	——
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	——
株主名簿管理人	——
取次所	——
名義書換手数料	——
新券交付手数料	——
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	——
買取手数料	1件につき1,500円(注)1
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 電子公告掲載URL http://www.nfield.co.jp
株主に対する特典	なし

(注) 1 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年12月28日	-	-	-	ジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合無限責任組合員(株)ジャフコ代表取締役豊貴伸一	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	450	270,000,000 (600,000) (注) 4	新株予約権の権利行使

- (注) 1 当社は、東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成23年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。
- 2 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。
- 3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
- 4 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
- 5 平成25年5月15日開催の取締役会により、平成25年6月17日付で1株を500株にする株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	新株予約権付社債(1)
発行年月日	平成23年11月28日	平成23年11月28日
種類	普通株式	第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行数	100株	普通株式 600株
発行価格	600,000円(注)3	600,000円(注)3
資本組入額	300,000円	300,000円
発行価額の総額	60,000,000円	360,000,000円
資本組入額の総額	30,000,000円	180,000,000円
発行方法	第三者割当	平成23年11月18日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)
発行年月日	平成23年12月15日	平成24年12月14日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 61株	普通株式 40株
発行価格	700,000円(注)3	700,000円(注)3
資本組入額	350,000円	350,000円
発行価額の総額	42,700,000円	28,000,000円
資本組入額の総額	21,350,000円	14,000,000円
発行方法	平成23年10月27日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成24年12月14日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2

(注) 1 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成24年12月31日であります。
- 2 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 3 発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 - 4 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)
行使時の払込金額	700,000円	700,000円
行使期間	平成25年10月28日から 平成33年10月27日まで	平成26年12月15日から 平成34年12月14日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

- 5 新株予約権付社債については、その利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

項目	新株予約権付社債
利率	各利払期間の初日における長期ブ ライムレートに0.55%加算した年 利率を適用する。
行使時の払込金額	600,000円
行使期間	平成23年11月28日から 平成28年11月27日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

2 【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当 株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
ジャフコ・スーパーV3共有 投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)ジャフコ 代表取締役豊貴伸一 資本金33,251百万円	東京都千代田区 大手町一丁目 5番1号	投資業	100	60,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成25年5月16日に全株数失権(新株予約権付社債の償還)を行っております。

新株予約権付社債(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当 株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
ジャフコ・スーパーV3共有 投資事業有限責任組合 無限責任組合員(株)ジャフコ 代表取締役豊貴伸一 資本金33,251百万円	東京都千代田区 大手町一丁目 5番1号	投資業	600	360,000,000 (600,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成25年5月16日に全株数失権(新株予約権付社債の償還)を行っております。

新株予約権(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
古郷 優子	大阪府枚方市	会社役員	21	14,700,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役副社長)
高木 三愛	大阪府寝屋川市	会社役員	21	14,700,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役専務)
谷岡 博	大阪府枚方市	会社役員	19	13,300,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役(社外))

(注) 平成25年5月15日開催の取締役会により、平成25年6月17日付で1株を500株とする株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

新株予約権(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
古郷 優子	大阪府枚方市	会社役員	10	7,000,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役副社長)
高木 三愛	大阪府寝屋川市	会社役員	4	2,800,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役専務)
小野木 謙一	堺市堺区	会社役員	10	7,000,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鎌田 聖一	東京都練馬区	会社役員	4	2,800,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鈴木 智英子	大阪市西成区	会社役員	1	700,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
安松 大輔	大阪府東大阪市	会社役員	7	4,900,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
竹島 舞	大阪府東大阪市	会社役員	3	2,100,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
吉岡 清孝	福岡県久留米市	会社役員	1	700,000 (700,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1 平成25年5月15日開催の取締役会により、平成25年6月17日付で1株を500株とする株式分割を行っておりますが、上記株数は分割前の株数で記載しております。

2 平成25年6月17日の臨時株主総会にて、当社取締役鈴木智英子が任期満了で退任となり、当社新株予約権の行使の条件の要件を満たさないことから、失権しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
野口 和輝 ※1, 2	大阪府枚方市	450,000 (—)	50.70 (—)
ジャフコ・スーパーV3共有投資 事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号	337,500 (—)	38.03 (—)
野口 美香 ※1, 6	大阪府枚方市	50,000 (—)	5.63 (—)
古郷 優子 ※3	大阪府枚方市	15,500 (15,500)	1.75 (1.75)
高木 三愛 ※4	大阪府寝屋川市	12,500 (12,500)	1.41 (1.41)
谷岡 博 ※5	大阪府枚方市	9,500 (9,500)	1.07 (1.07)
小野木 謙一※5	堺市堺区	5,000 (5,000)	0.56 (0.56)
安松 大輔 ※5	大阪府東大阪市	3,500 (3,500)	0.39 (0.39)
鎌田 聖一 ※5	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.23 (0.23)
竹島 舞 ※5	大阪府東大阪市	1,500 (1,500)	0.17 (0.17)
吉岡 清孝 ※5	福岡県久留米市	500 (500)	0.06 (0.06)
計	—	887,500 (50,000)	100.00 (5.63)

(注) 1 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示しております。

1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 2. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
 3. 特別利害関係者等(当社代表取締役副社長)
 4. 特別利害関係者等(当社代表取締役専務)
 5. 特別利害関係者等(当社取締役)
 6. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者)
- 2 ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- 3 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年 7月17日

株式会社N・フィールド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺 田 勝 基	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 内 章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 川 雅 晴	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社N・フィールドの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N・フィールドの平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 7月17日

株式会社N・フィールド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺	田	勝	基	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻	内		章	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	雅	晴	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社N・フィールドの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N・フィールドの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に、株式分割に関する事項が記載されている。
 - 重要な後発事象に、転換社債型新株予約権付社債の買入償還に関する事項が記載されている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 7 月 17 日

株式会社N・フィールド

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺 田 勝 基	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 内 章	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 川 雅 晴	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社N・フィールドの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第11期事業年度の第1四半期会計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社N・フィールドの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象に、株式分割に関する事項が記載されている。
2. 重要な後発事象に、転換社債型新株予約権付社債の買入償還に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

株式会社
N.J.F

